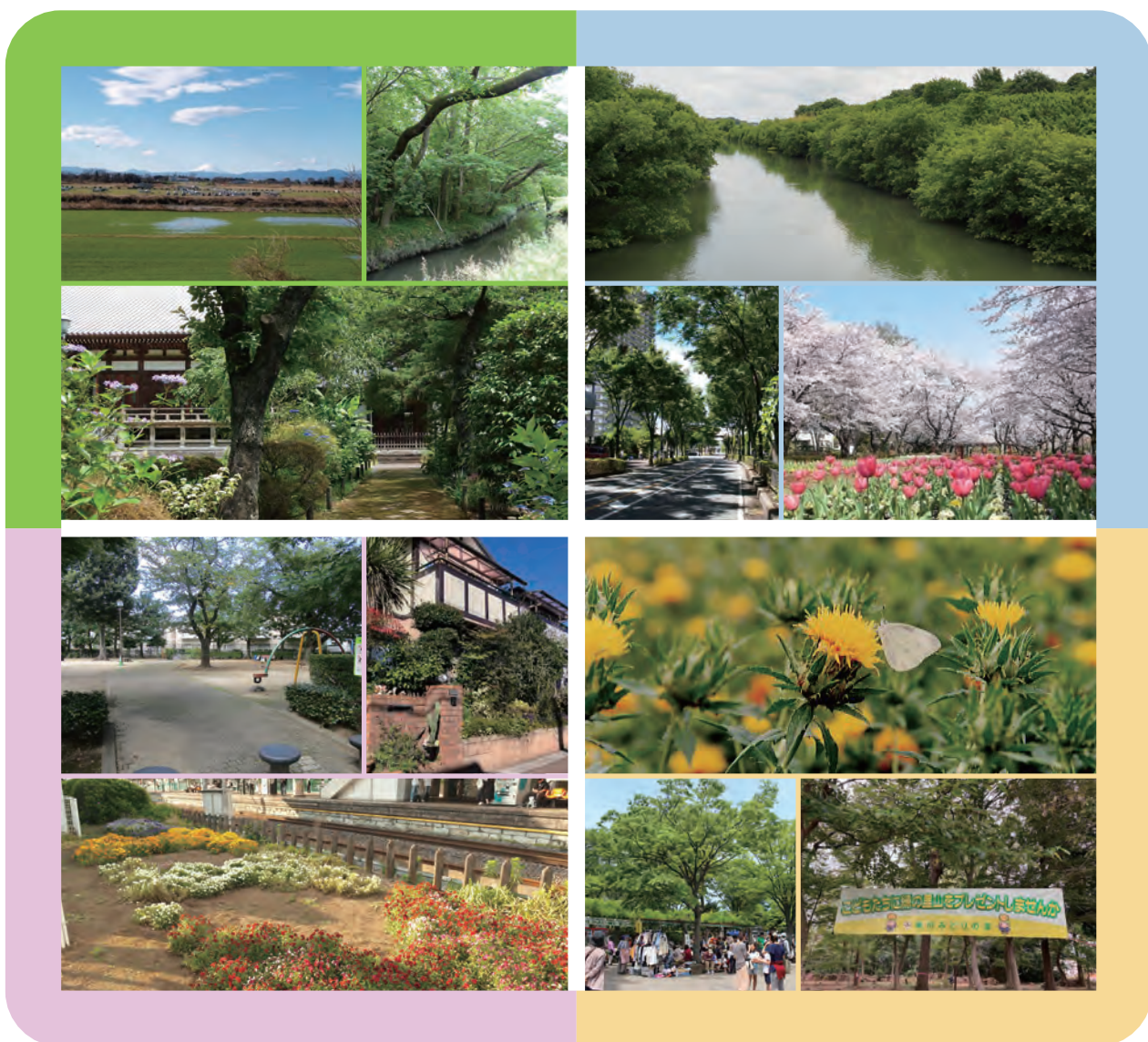


第二次 桶川市緑のまちづくり基本計画



令和7年3月
桶川市

「うるおいと歴史をつなぎ 皆で育む みどりと調和したまち おけがわ」 の実現を目指して



本市は都心から約40km圏内に位置しながら、荒川、江川、元荒川、赤堀川などの多くの河川に囲まれ、多様な動植物が生息する水辺の緑、屋敷林や雑木林などの樹林地、美しい田園景観を形成する緑、地域の文化や歴史景観を形成する緑などの貴重な緑が残されています。

このような、豊かな自然環境を保全するため、本市では、都市緑地法に規定される「緑の基本計画」を単なる緑のための計画ではなく、まちづくりの一環と位置づけ、平成16年3月に「桶川市緑のまちづくり基本計画」を策定いたしました。平成25年3月には、第五次総合振興計画の策定や関連する諸計画の見直しなどに伴い改訂を行い、これまで、緑地の保全や緑化の推進に関する取組を実施してまいりましたが、この度、計画が目標年次に達することに伴い、新たに「第二次桶川市緑のまちづくり基本計画」を策定いたしました。

本計画で、第六次総合計画の策定や関連する諸計画との連携等を図るとともに、都市緑地法や都市公園法等の緑に関する諸法令の改正や、生物多様性の保全、SDGs（持続可能な開発目標）による視点などを取り入れ、近年における緑を取り巻く社会動向を踏まえた計画としています。

本市では、令和3年10月に「桶川市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて、限られたみどりを守り、安心・安全に暮らし続けることができるまちとして未来の子どもたちに引き継いでいくため、各種取組を推進してきました。また、令和5年3月に策定した第六次総合計画における基本構想では、「人と自然が共生するまち」を基本理念に掲げ、一人ひとりの環境に対する意識を高めながら、みどり豊かな美しい風景を次代に引き継ぐことができるまちづくりを進めています。

引き続き、市民の皆様や事業者の皆様と連携しながら、本計画における緑のまちづくりの将来像である「うるおいと歴史をつなぎ 皆で育む みどりと調和したまち おけがわ」の実現に向け取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見を頂くなど、御協力下さいました市民の皆様及び事業者の皆様並びに日頃より本市の緑地の保全や緑化の推進に多大なる御尽力を頂いておりますボランティア団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

桶川市長 **小野克典**

目次

第1章 計画の概要	1
1 「桶川市緑のまちづくり基本計画」とは.....	2
(1) 計画の趣旨.....	2
(2) 計画の位置づけ.....	2
(3) 計画の目標年度.....	3
(4) 計画の対象とする緑.....	3
(5) 計画における緑地.....	4
(6) 緑の持つ機能.....	5
2 計画策定の背景.....	6
(1) 社会情勢.....	6
(2) 本市の状況.....	11
3 市の概況.....	14
(1) 位置と地勢.....	14
(2) 歴史と沿革.....	14
(3) 人口と世帯数.....	18
(4) 気象環境.....	18
(5) 土地利用.....	19
第2章 本市の緑の現状	21
1 緑の状況.....	22
(1) 本市の緑の変遷.....	22
(2) 地域制緑地.....	25
(3) 都市公園.....	26
(4) 水辺の緑.....	28
(5) 郊外の緑.....	29
(6) 美しい田園景観等を形成する緑.....	29
(7) 身近な市街地景観を形成する緑.....	30
(8) 地域の文化や歴史景観を形成する緑.....	30
(9) 本市の緑地の状況.....	31
2 市民の意識.....	32
(1) 桶川市環境基本計画策定に向けた環境に関するアンケート調査.....	32
(2) 桶川市都市計画マスタープラン等の策定に向けたまちづくりに関するアンケート調査.....	35
(3) 桶川市緑のまちづくり基本計画策定に係るボランティア団体との意見交換会.....	37
3 前計画の進捗状況.....	39
(1) 施策の主な実績.....	39

4 前計画の評価と課題	42
(1) 目標水準の達成状況	42
(2) 緑の課題	43

第3章 緑のまちづくりの方針 **45**

1 緑のまちづくりの将来像	46
(1) 将来像.....	46
(2) 将来像図.....	47
2 緑のまちづくりの基本方針	48
基本方針1 かけがえのない緑を 守り・活かす	48
基本方針2 水と緑を つなぐ	49
基本方針3 身近な緑を 育み・ふれあう	50
基本方針4 市民等、事業者、行政の 協働による緑のまちづくり	51
3 都市公園の整備及び管理の方針	52
(1) 整備の方針	52
(2) 管理の方針	52
4 緑のまちづくりの目標	53
(1) 目標の設定	53

第4章 緑のまちづくりの施策 **55**

1 緑のまちづくりの施策の体系	56
2 緑のまちづくりの施策	58
基本方針1 かけがえのない緑を 守り・活かす	58
基本方針2 水と緑を つなぐ	62
基本方針3 身近な緑を 育み・ふれあう	66
基本方針4 市民等、事業者、行政の 協働による緑のまちづくり	68

第5章 緑化重点地区 **71**

1 緑化重点地区とは	72
(1) 緑化重点地区の概要	72
(2) 緑化重点地区の設定	72
2 緑化重点地区の地区別方針	73
(1) 荒川周辺地区	73
(2) 江川周辺地区	75
(3) 桶川駅周辺地区	77
(4) 小針領家周辺地区	79

第6章 計画の推進	81
1 計画の推進体制.....	82
2 計画の進行管理.....	82
資料編	83
用語解説	84

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 「桶川市緑のまちづくり基本計画」とは

(1) 計画の趣旨

都市緑地法では、緑地の適正な保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下、「緑の基本計画」という。）を定めることができると規定しています。

本市では、「緑の基本計画」を単なる緑のための計画ではなく、まちづくりの一環と位置づけ、市民等、事業者、行政による緑のまちづくりのための総合的な計画としています。

(2) 計画の位置づけ

「桶川市緑のまちづくり基本計画」は、令和7年（2025年）を目標年次とし、平成16年（2004年）3月に策定しました。その後、「桶川市第五次総合振興計画」の策定、「桶川市環境基本計画」の改定、「桶川市都市計画マスタープラン」の見直しが行われたことなどにより、平成25年（2013年）3月に時点修正を行いました。

この度、前計画が令和7年（2025年）に目標年次に達することに伴い、「桶川市第六次総合計画」に即し、関連する諸計画との連携等を図り、「第二次桶川市緑のまちづくり基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

また、平成29年（2017年）に都市緑地法や都市公園法等が改正され、これまでの新たな公園や緑地等の整備・創出という考え方から、多様な機能を持つ緑の保全・活用や既存の公園の維持管理の充実などへの考え方へと移行する方針が示されました。

本計画は、このような法改正の状況や近年における緑を取り巻く社会情勢を踏まえ策定しました。



図 1-1 計画の位置づけ

(3) 計画の目標年度

本計画は、その実現に至るまで多くの時間を要することから、中長期的な視点による継続的な取組が重要となります。そのため、令和7年度(2025年度)を初年度とし、令和26年度(2044年度)を目標年度とする20年間の計画期間とします。

また、関連する諸計画との連携等を図り、計画の進行管理を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

(4) 計画の対象とする緑

本計画では、図1-2に示す空間を対象とする緑とします。



図1-2 計画の対象とする緑

(5) 計画における緑地

本計画では、対象とする緑のうち、図 1-3 に示す都市公園等の「施設緑地」、法律や条例等の指定に基づく「地域制緑地」及び地域制緑地を除く農地等の「その他の緑地」を緑地とします。

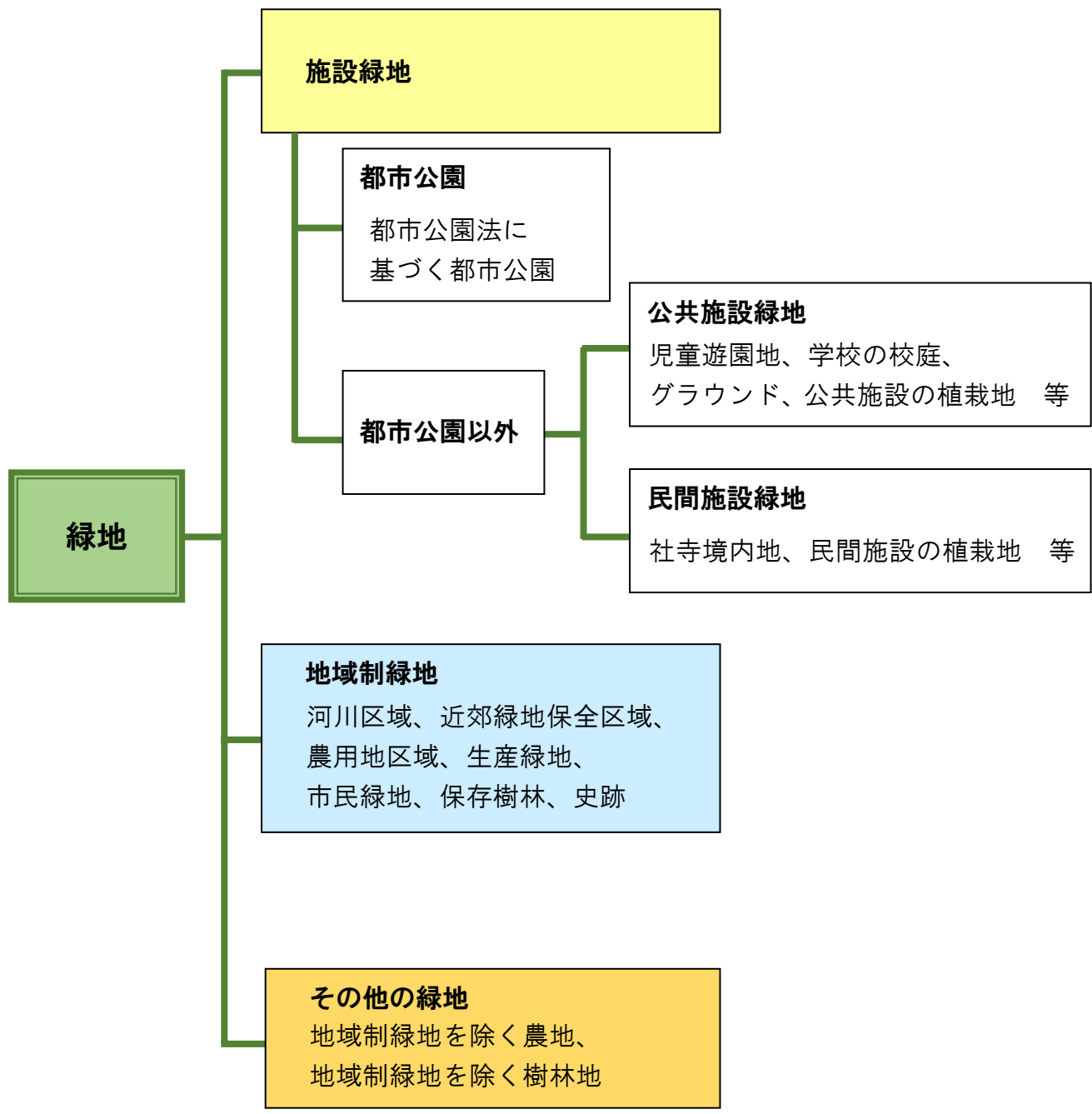


図 1-3 計画における緑地

(6) 緑の持つ機能

緑は、環境保全機能をはじめとした様々な機能を有しています。

本計画では、緑の持つ機能を以下のように整理します。

① 環境保全機能



緑は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象の抑制、騒音・振動等の生活環境の悪化を緩和するなどの環境保全機能を持っており、人と自然が共生する都市環境を支えています。

② レクリエーション機能



公園は、市民の交流と憩いの場として、樹林地や河川等の水辺は、自然とのふれあいの場としてなどのレクリエーション機能を持っています。また、緑の保全活動等を通じて、地域コミュニティの核となる役割も担っています。

③ 防災・減災機能



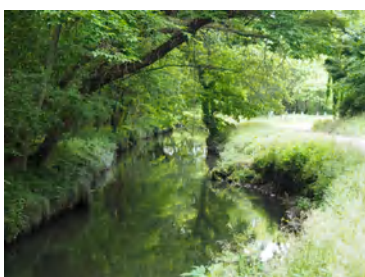
公園や緑地等のオープンスペースや農地は、避難場所や避難路、火災延焼の防止などの機能を持っています。樹林地は、土砂の流出を抑制する効果や雨水の浸透貯留機能を持っています。住宅地では、危険なブロック塀を生垣にすることで、地震時の倒壊による危険性を軽減することができます。このように様々な緑が、都市の安全性を高める、防災・減災機能を持っています。

④ 景観形成機能



緑は、地域の気候や風土に応じ、それぞれの地域を特徴づける景観形成機能を持っています。四季の変化を実感できる美しい景観の創出に寄与し、次代を担う子どもたちの感受性を育み、人々の生活にゆとりと潤いをもたらしています。

⑤ 生物多様性確保機能



生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。都市内における樹林地、河川やその周辺の水辺の緑などは、多様な動植物の生息域となっており、生態系を維持するため、重要な役割を果たす生物多様性確保機能を持っています。

2 計画策定の背景

(1) 社会情勢

— 世界の動き —

気候変動問題は、地球温暖化等によって引き起こされ、近年では、気温の上昇やゲリラ豪雨などの災害が激甚化しています。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）のグラスゴー気候合意では、「気候変動及び生物多様性の損失という相互に結びついた世界全体の危機並びに自然及び生態系の保護、保全及び回復が、気候変動への適応及び緩和のための利益をもたらすにあたり重要な役割を果たす」と述べられています。

このような問題に対応するため、SDGs や生物多様性の保全などの取組が進められています。

① SDGs

SDGs は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能でよりよい世界を目指す国際目標」です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを理念に掲げています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本でも積極的に取り組んでいます。



持続可能な開発目標

出典：外務省 HP

【SDGs17のゴール】

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

② 生物多様性の保全

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、平成22年（2010年）に採択された「愛知目標」の後継であり令和2年（2020年）以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、「生物多様性を保全し、持続可能に利用し、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保しつつ、必要な実施手段を提供することにより、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急な行動をとる」という2030年ミッションが示されました。

主な内容としては、生物多様性の観点から令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定められたほか、令和12年（2030年）までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減、自然を活用した解決策等を通じた気候変動の生物多様性への影響の最小化、大企業や金融機関等における生物多様性に係るリスク評価・持続可能な消費のために必要な情報提供措置などが採択されました。



COP15 会場（モンテリオール・カナダ）



「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」採択時の様子

出典：外務省 HP

— 日本の動き —

日本では、人口減少や少子高齢化に伴う土地利用の変化や気候変動に伴う災害リスクの増大といった課題への対応が急務となっています。社会資本整備や土地利用等に際して自然環境がもたらす効果やインフラのストック効果の活用により、環境への負荷軽減や持続可能な社会の実現に向けた様々な取組が進められています。

また、緑の持つ多様な機能への期待が高まっており、緑の質・量両面での確保等を推進するための仕組みが構築されています。

① 都市緑地法等の改正

公園や緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出など、潤いのある豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の一時的な避難場所等としての役割も担っています。

都市内における農地は、住民が身近に自然に親しむことができる空間としても評価が高まっています。

様々な役割を担っている都市の緑地空間について、民間活力を活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法や都市公園法等が改正されています。



都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の概要

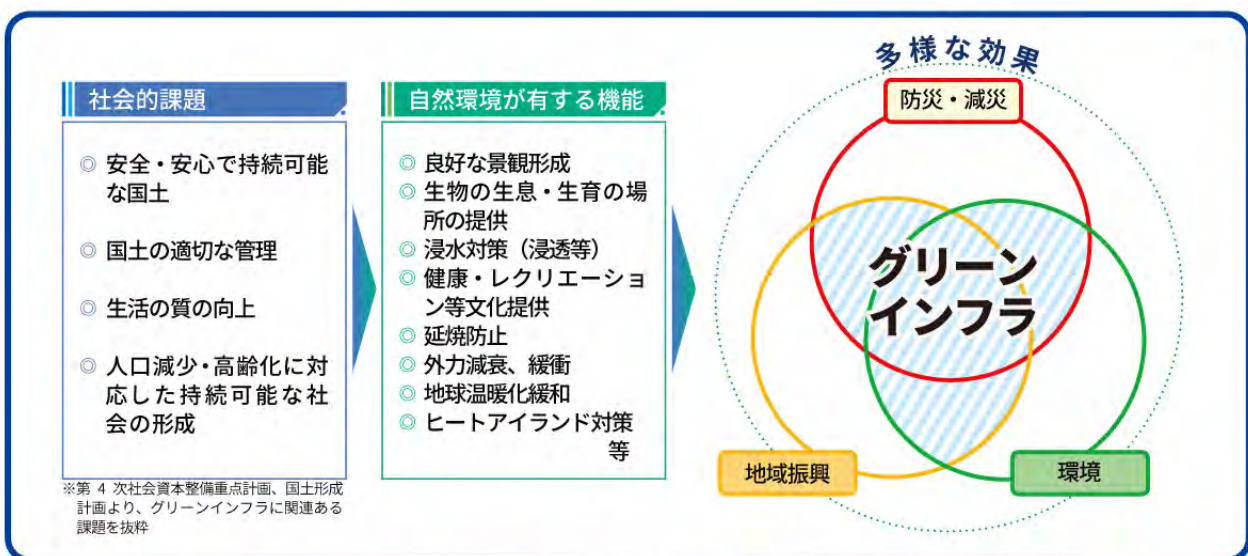
出典：国土交通省 HP

② グリーンインフラの活用

グリーンインフラは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、緑や自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

緑は、雨水流出抑制や浸水軽減、暑熱対策、生物多様性確保をはじめとした様々なインフラとしての機能を持っています。

日本においても、災害発生抑制効果を果たす緑地による緑地保全地区の指定や河川改修に際し、生物や景観に配慮した整備などが行われています。自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与・デザインすることで、緑や自然環境が有する多様な機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備などの取組が始まっています。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

グリーンインフラの考え方

出典：国土交通省 HP

③ カーボンニュートラル

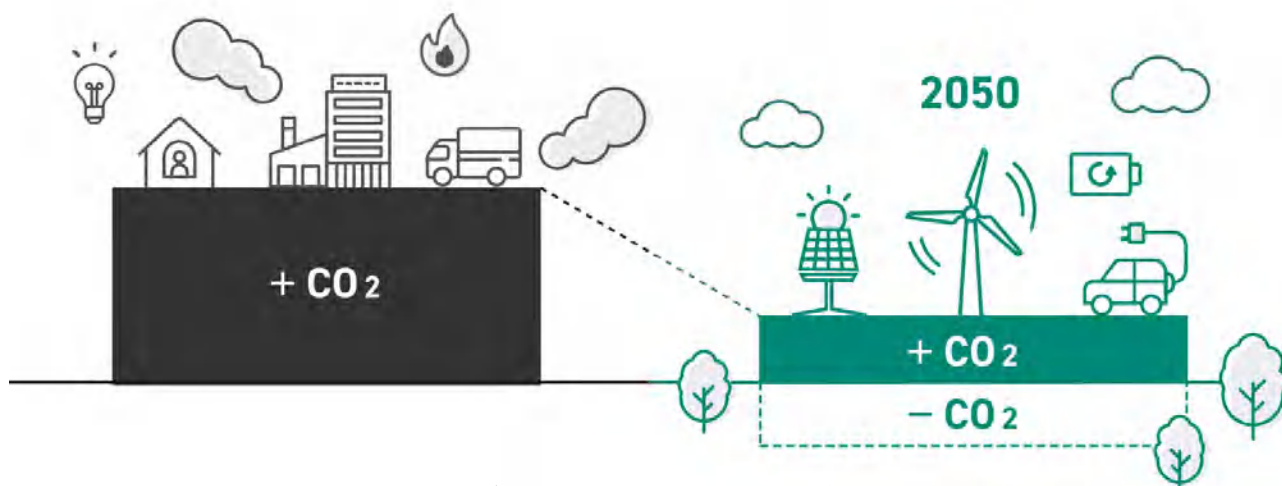
日本では、令和 32 年（2050 年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことについて、令和 2 年（2020 年）に宣言しています。

「全体としてゼロ」とは「温室効果ガスの排出量から吸収量等を差し引いた合計をゼロにする」という考えのもとに示されています。

しかし、温室効果ガスの排出量をゼロにすることが難しい分野も多くあるため、これらの削減が難しい排出分を埋め合わせるために吸収等を行います。

例として、植林を進めることにより、光合成に使われる大気中の二酸化炭素の吸収量を増やすことが考えられます。

カーボンニュートラルを目指すため、温室効果ガスの削減や吸収作用の保全及び強化のための様々な取組が広がっています。



カーボンニュートラルのイメージ

出典：環境省 HP

（２）本市の状況

① 緑地の保全及び緑化の推進

本市では、良好な自然環境と健全な生活環境を確保することを目的とし、平成4年（1992年）3月に「桶川市みどりの保全及び推進に関する条例」を制定しています。本条例において、市民、事業者、市の責務を定めるとともに、公園・道路・学校・その他の公共施設の緑化、保存樹木・保存樹林の指定や奨励金などの制度化を図っています。

また、都市緑地法による市民緑地制度などを活用し、緑地の保全や緑化の推進を図っています。



保存樹林第4号



川田谷こどもの森市民緑地

② 農地の保全

本市では、優良な農地を確保し、保全するとともに、地域農業の振興を図るため、令和5年（2023年）11月に「桶川市農業振興地域整備計画」の変更を行っています。

農地について、整備の方向性を見直しや農用地区域の再設定を行い、農用地の保全を図っています。



県道行田蓮田線沿いの水田



収穫の様子

③ 土地区画整理事業に伴う公園整備

前計画改定時の平成25年（2013年）以降に、坂田西特定土地区画整理事業、下日出谷東特定土地区画整理事業、上日出谷南特定土地区画整理事業が完了し、良好な居住環境が形成されています。

近年では、土地区画整理事業に伴う公園の整備が進められています。



坂田谷津谷遺跡公園



下日出谷東記念碑公園

④ 首都圏中央連絡自動車道や上尾道路等の開通

首都圏中央連絡自動車道や上尾道路が開通し、鉄道では、上野東京ラインが運行を開始するなど、都心や地方へのアクセスが飛躍的に向上しています。

首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジ周辺では、近接している農地等の乱開発の抑止に努めるとともに、周辺に広がる自然環境や田園風景と調和した計画的な土地利用の誘導を図っています。



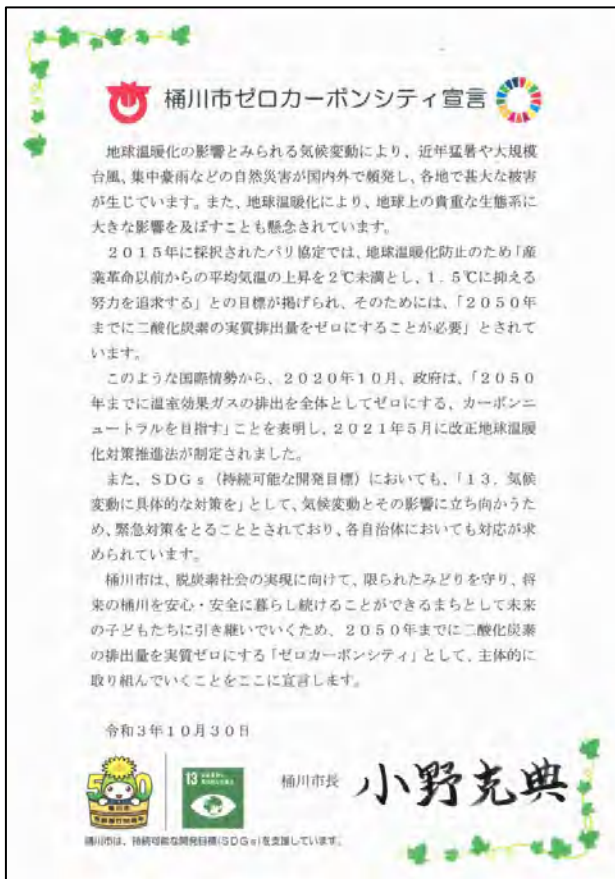
桶川北本IC と上尾道路



桶川加納IC

⑤ 桶川市ゼロカーボンシティ宣言

脱炭素社会の実現に向けて、限られたみどりを守り、将来の桶川を安心・安全に暮らし続けることができるまちとして未来の子どもたちに引き継いでいくため、令和3年(2021年)10月、市制施行50周年記念式典において「桶川市ゼロカーボンシティ宣言」により、令和32年(2050年)までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」として、主体的に取り組んでいくことを表明しました。



桶川市ゼロカーボンシティ宣言



市制施行50周年記念式典における
桶川市ゼロカーボンシティ宣言

3 市の概況

(1) 位置と地勢

本市は、東経 139 度 33 分、北緯 36 度 00 分、埼玉県ほぼ中央に位置し、都心から約 40km 圏内の距離にあります。

地形は、市街地が位置する中央部が台地となっており、市東部の市境には元荒川、市西部の市境には荒川が流れ、支川を含むこれらの河川に沿って、低地が広がっています。



図 1-4 地形図
資料：埼玉県土地分類基本調査

(2) 歴史と沿革

時代	内容
旧石器時代	・ 桶川市に人が住み始めたのは約 2 万 5000 年前の後期旧石器時代です。小針領家地区の本村遺跡からは、旧石器時代の石器のほか、石器づくりをした跡が見つかっています。
縄文時代	・ 日出谷地区の高井遺跡や川田谷地区の諏訪野遺跡（縄文時代中期）、日出谷地区の高井東遺跡や赤堀地区の後谷遺跡（縄文時代後・晩期）は同時代を代表する遺跡です。 ・ 高井遺跡や諏訪野遺跡は、大宮台地を代表する大規模な環状集落の遺跡です。 ・ 後谷遺跡は、人が暮らした集落と水辺の作業場が一緒に見つかった低湿地の遺跡です。大量の土器や石器のほか、地下水によって腐食から守られた木器（弓や櫂）や漆を塗った製品（櫛や耳飾り）、土偶や装身具など縄文人の生活を知る上で貴重な遺物が多く出土しました。これらの出土品は国の重要文化財に指定されています。 
弥生時代	・ 川田谷地区の八幡耕地遺跡や砂ヶ谷戸Ⅱ遺跡では、弥生時代後期のムラの跡が見つかっています。また、この時代の方形周溝墓という墓も見つかっています。
古墳時代	・ 川田谷地区の熊野神社古墳は、大和政権との強い関係をうかがわせる古墳時代前期（4 世紀後半）の古墳です。古墳本体は県の史跡、出土品は国の重要文化財に指定されています。 ・ 古墳時代後期（6～7 世紀）になると、川田谷地区の荒川沿いを中心に数百基の小型の古墳が密集して造られました。これらは川田谷古墳群と呼ばれ、北足立地区最大の古墳群として知られており、そのうちの一部が「原山古墳群」（市指定文化財）として保存されています。 

高井遺跡第 1 次調査地点

熊野神社古墳

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

資料編

時代	内容
奈良・平安時代～中世	・加納地区には製鉄を行っていた宮ノ脇遺跡があり、「富寿神宝」という国産の貨幣がみつかっています。また、篠津地区の多気比売神社は、「延喜式」神名帳に載る足立四座の一つで、境内地の大シイ1本（推定樹齢600年）が市指定文化財に指定されています。 ・川田谷地区には天長6年（829年）開山の泉福寺が建立されています。淳和天皇の勅願により慈覚大師円仁が開基したと伝わり、弘長2年（1262年）造立の木造阿弥陀如来坐像（国指定重要文化財）が伝えられています。また、社寺林は現在「桶川市みどりの保全及び推進に関する条例」に基づき保存樹林に指定されています。  多気比売神社の大シイ
江戸時代	・徳川幕府による中山道の整備が進められると、江戸日本橋から6番目の宿場として桶川宿が置かれました。その後、徐々に人口が増え、旅籠や商家が軒を連ねるようになると、農産物などの集散地としても栄え、経済的な発展を遂げました。 ・天明・寛政年間（1781年～1801年）に江戸の商人によって最上地方より種が伝わったといわれる紅花は、桶川を代表する主要な農産物となり「桶川臙脂」として知られました。 ・護摩堂沼の開拓や備前堤の築堤など、それまで入り込むことができなかった大きな湿地や水利の行き届かない台地上でも、非常に大規模かつ広域的な土木工事が行われるようになりました。  紅花
明治時代	・明治14年（1881年）の第一軍管地方迅速測図によると、台地上に畑と「榎」による樹林地が広がっています。この時期、畑地で生産される大麦や小麦のほか、陸米（陸稲）や甘藷は、北足立郡内で生産高1、2を争っていました。 ・明治16年（1883年）に上野から熊谷まで鉄道が開通し、明治18年（1885年）に桶川駅が開業しました。 ・1宿11か村に分かれていた現在の市域は、明治23年（1890年）の町村合併により、桶川町、加納村、川田谷村の1町2か村となりました。
近代～現代	・本市近辺の荒川の治水は大正7年（1918年）から昭和29年（1954年）までに、堤防の補強、水路の開削、流路の直線化など洪水防御を目的とした河川改修が行われました。 ・荒川の支川である江川でも昭和7年（1932年）に宮下樋管が設置され、深田に対する土地改良と区画の整形による基盤整備が昭和10年代と40～50年代に行われました。 ・昭和20年代から50年代にかけて、用水源の確保や陸田造成、畑地の改良などの土地基盤整備事業が市内数か所で行われました。 ・昭和30年（1955年）1月、桶川町に加納村が、3月に川田谷村がそれぞれ合併し、翌年4月に上尾町大字井戸木の一部を編入し、現在の市域の桶川町となりました。 ・昭和30年代中頃から始まる高度経済成長により、急激な人口増加と都市化が進行しました。 ・昭和45年（1970年）11月に市制施行し、令和2年（2020年）に50周年を迎えました。

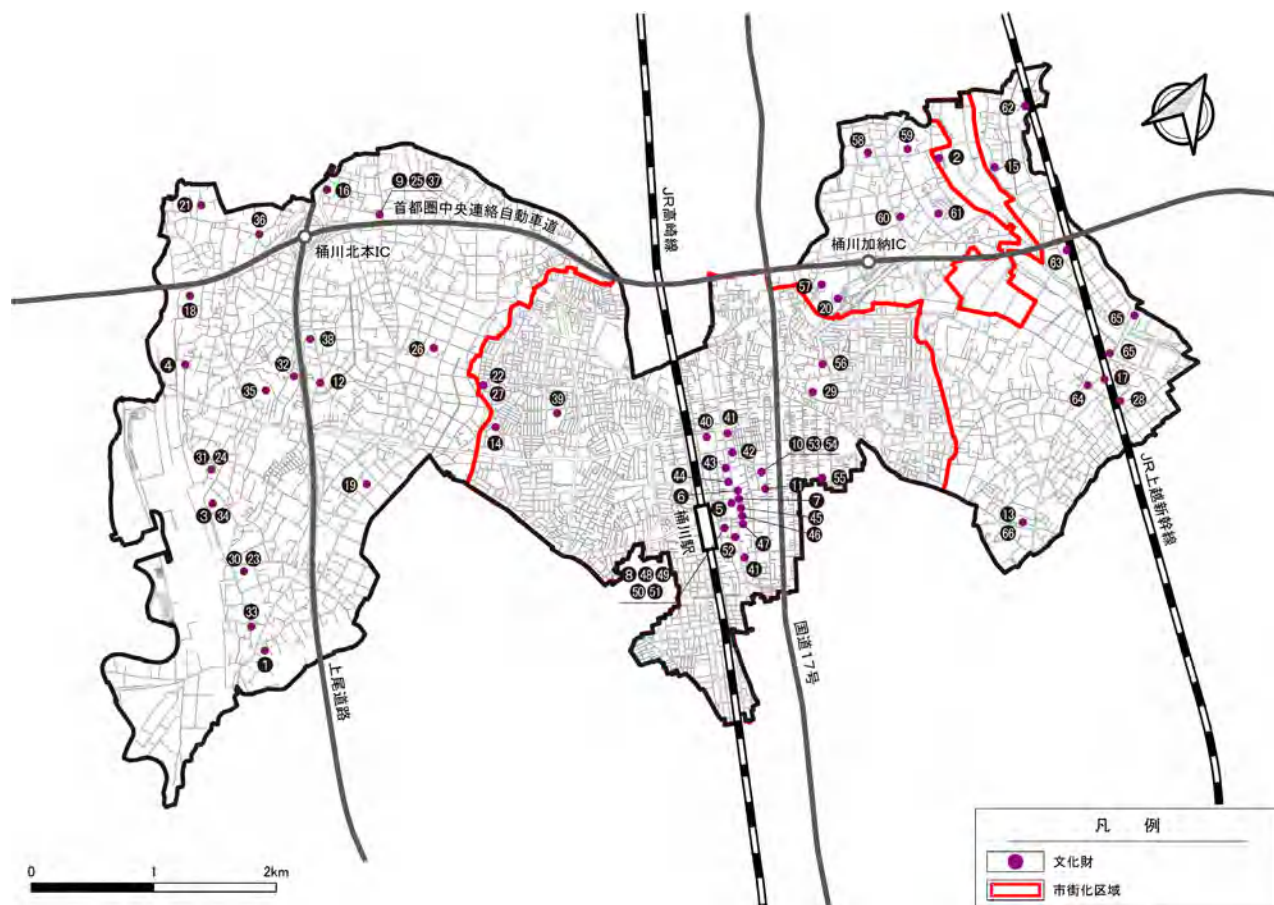


図 1-5 文化財の分布状況

文化財一覧

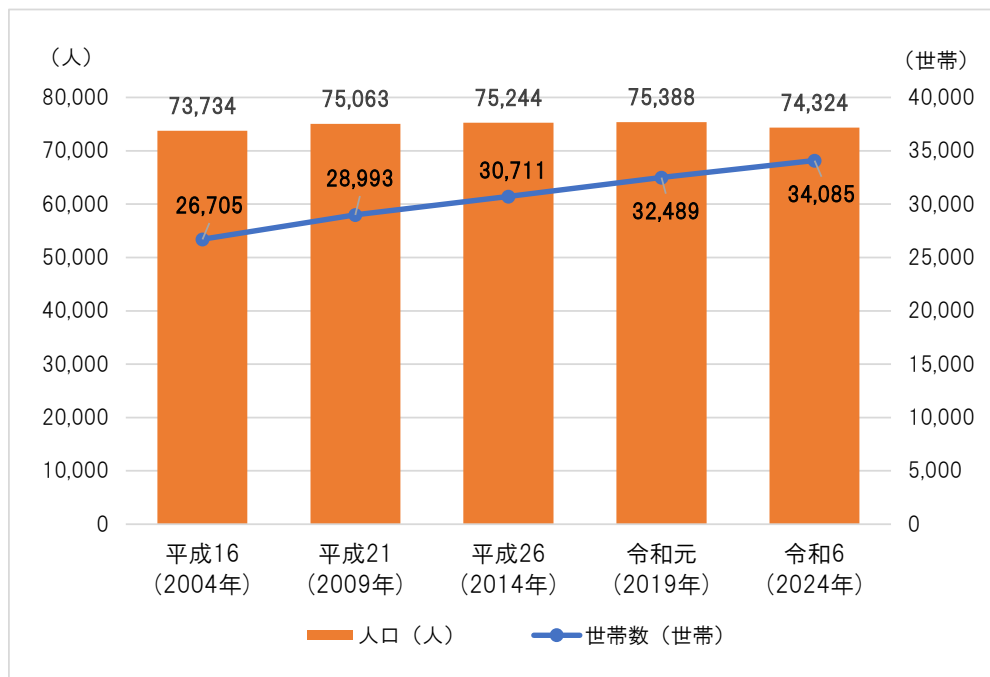
No.	名称	指定	種別
1	熊野神社古墳出土品	国指定	有形（考古資料）
	熊野神社古墳	県指定	記念物（史跡）
2	後谷遺跡出土品	国指定	有形（考古資料）
	後谷遺跡	市指定	記念物（史跡）
3	泉福寺の木造阿弥陀如来坐像	国指定	有形（彫刻）
4	旧熊谷陸軍飛行学校桶川分教場建物（桶川飛行学校平和祈念館）	市指定	有形（建造物）
5	小林家住宅主屋	国登録	有形（建造物）
6	桶川宿本陣遺構	県指定	有形（建造物）
7	矢部家住宅	市指定	有形（建造物）
8	浄念寺鐘楼門		有形（建造物）
9	諏訪神社本殿	市指定	有形（建造物）
10	紅花商人寄進の石燈籠	市指定	有形（歴史資料）
11	桶川宿商家店先絵馬	市指定	有形（歴史資料）
12	川田谷学校新建碑		有形（歴史資料）
13	明星院と明星院文書	県指定	有形（古文書）
14	梵語学者盛典の墓	県指定	記念物（旧跡）
15	多気比売神社の大シイ	市指定	記念物（天然記念物）
16	普門寺のしだれ桜	市指定	記念物（天然記念物）
17	備前堤		記念物（史跡）
18	原山古墳群	市指定	記念物（史跡）
19	足立坂東観音霊場参詣大絵馬	市指定	民俗（有形）
20	天神道の道しるべ	市指定	民俗（有形）

No.	名称	指定	種別
21	八幡原花火関係文書・道具類		民俗（有形）
22	下日出谷の餅つき踊り・囃子	市指定	民俗（無形）
23	松原の万作	市指定	民俗（無形）
24	三田原の万作	市指定	民俗（無形）
25	諏訪の万作	市指定	民俗（無形）
26	岡村の万作	市指定	民俗（無形）
27	下日出谷の万作	市指定	民俗（無形）
28	倉田の囃子	市指定	民俗（無形）
29	山伏の寺・本学院の節分行事		民俗（無形）
30	松原のささら獅子舞	市指定	民俗（無形）
31	三田原のささら獅子舞	市指定	民俗（無形）
32	前領家のささら獅子舞	市指定	民俗（無形）
33	樋詰の道しるべ	市指定	民俗（有形）
34	泉福寺の山門並びに石造仁王像	市指定	有形（建造物）
35	三ツ木城跡		記念物（史跡）
36	寒念仏供養塔		民俗（有形）
37	新井徳翁信政の顕彰碑		有形（歴史資料）
38	前領家矢部家山王社の奉納絵馬等付民間信仰資料	市指定	民俗（有形）
39	高井遺跡住居跡	市指定	記念物（史跡）
40	松山以奈り道の道しるべ	市指定	民俗（有形）
41	木戸跡	市指定	記念物（史跡）
42	細田農機具工業煉瓦造倉庫		有形（建造物）
43	市神社跡		
44	辻村みちよ博士の顕彰碑		
45	島村老茶舗店舗兼主屋	国登録	有形（建造物）
46	島村家住宅土蔵	国登録	有形（建造物）
47	境橋の石柱		有形（歴史資料）
48	木造聖徳太子立像		有形（彫刻）
49	徳本念仏供養塔		民俗（有形）
50	常念仏供養塔		民俗（有形）
51	西尾隠岐守桶川宿開闢の碑		記念物（史跡）
52	武村旅館	国登録	有形（建造物）
53	稻荷神社		
54	稻荷神社の力石	市指定	民俗（有形）
55	伝足立右馬允遠元館跡	市指定	記念物（旧跡）
56	ムクロジ	市指定	記念物（天然記念物）
57	旧廿楽家住宅主屋・旧廿楽家住宅長屋門		有形（建造物）
58	加納氷川天満宮		
59	光照寺コウヤマキ	県指定	記念物（天然記念物）
60	名号塔兼ねたみちしるべ	市指定	民俗（有形）
61	加納城跡	市指定	記念物（史跡）
62	川辺の板石塔婆	市指定	有形（歴史資料）
63	椎樜	市指定	記念物（天然記念物）
64	小針領家のささら獅子舞	市指定	民俗（無形）
65	備前堤御定杭（二基）		有形（歴史資料）
66	倉田の大カヤ	県指定	記念物（天然記念物）

資料：桶川市文化財マップ

(3) 人口と世帯数

本市の人口は、令和6年4月1日現在で74,324人となっています。また、世帯数は34,085世帯となっています。



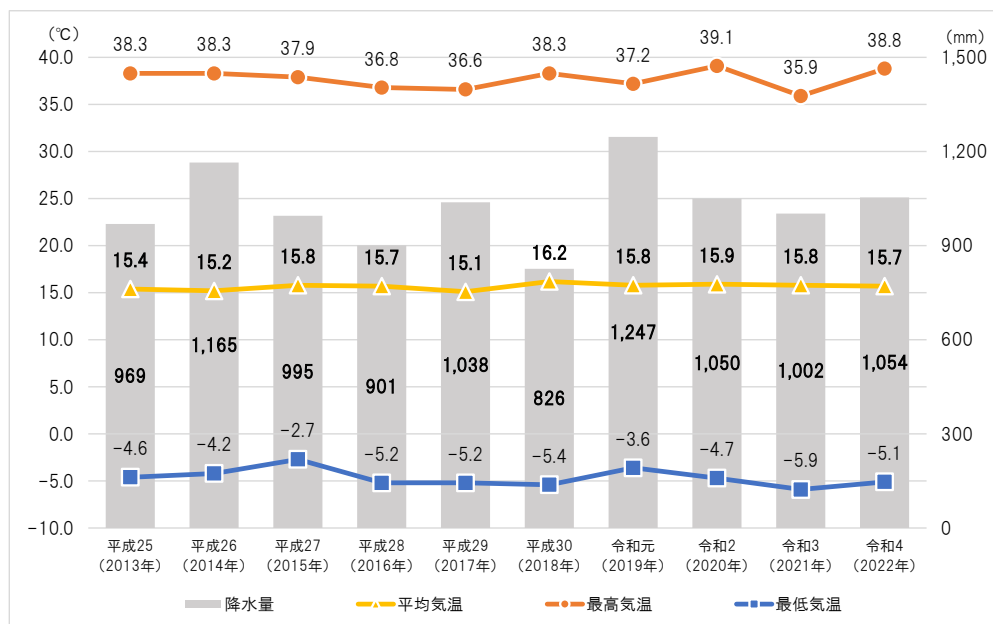
人口と世帯数の推移

資料：桶川市の統計書（～令和元年）、地区別の人口と世帯数（令和6年）

(4) 気象環境

本市の統計において、平均気温は16℃前後となっています。

また、降水量は年間合計でおよそ800mmから1,300mmの間を推移しています。



降水量及び平均気温の推移

資料：桶川市の統計書

(5) 土地利用

本市では、樹林地（山林）や農地（田・畑）などの自然的土地利用が41.6%であり、住宅用地、商業用地などの都市的土地利用は58.4%となっています。

土地利用状況を区域区別に見ると、市街化区域では、自然的土地利用が5.7%、都市的土地利用が94.3%である一方、市街化調整区域では、自然的土地利用が59.4%、都市的土地利用が40.6%となっています。

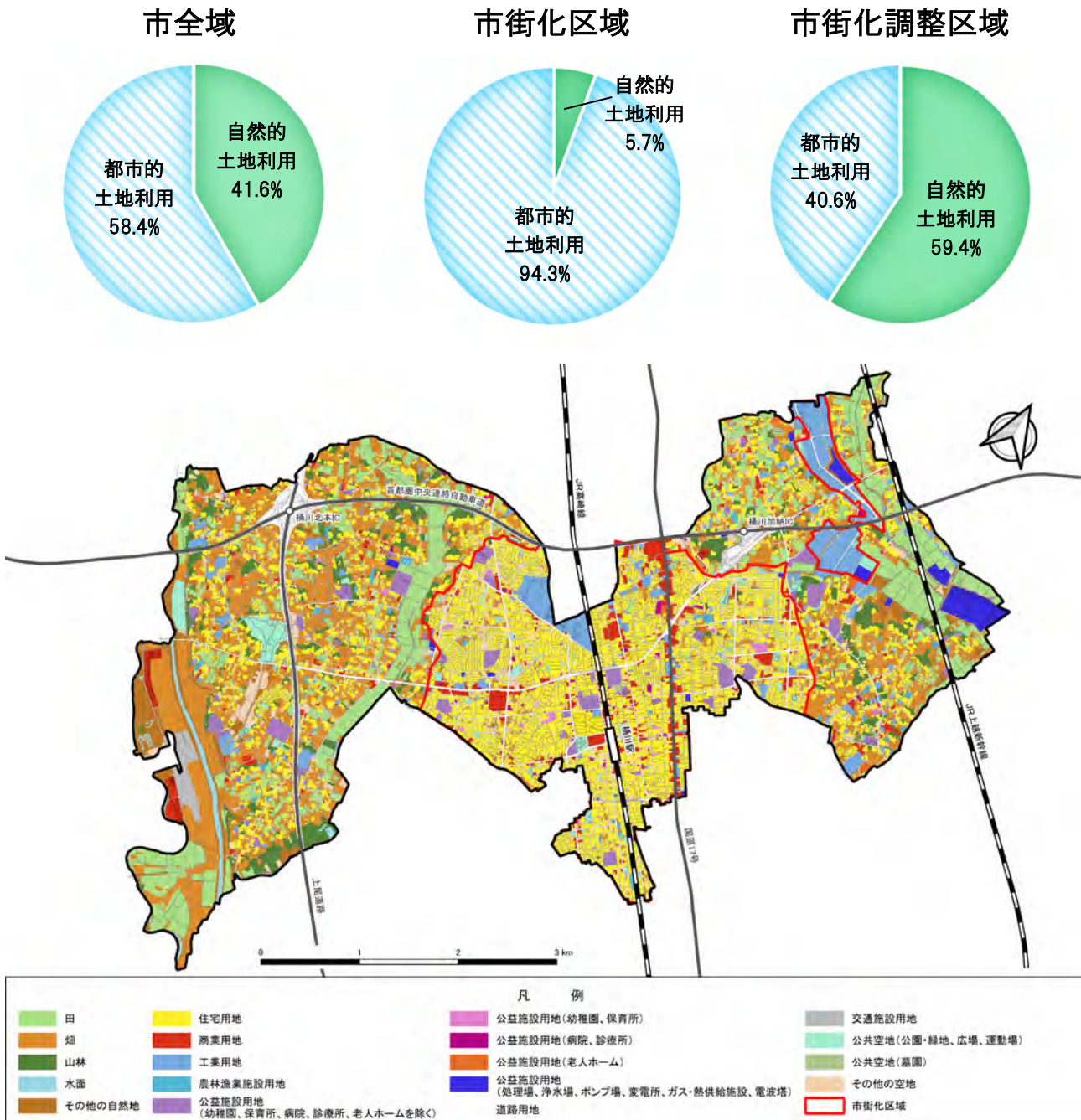


図 1-6 土地利用の状況

(令和 3 年 3 月時点)

資料：都市計画基礎調査

第2章 本市の緑の現状

第2章 本市の緑の現状

1 緑の状況

(1) 本市の緑の変遷

本市では、昭和30年代以降に、急激な人口増加に伴う宅地の造成等により、台地の樹林地や農地が、東観団地、殿山団地、日出谷団地、おけがわ団地などの住宅地に変わってきました。

このような急激な都市化の流れは、全国的な傾向となっており、この結果、昭和43年（1968年）に旧都市計画法が廃止され新たな都市計画法が制定されています。

また、本市でもこれに基づき、秩序ある開発を行うため、昭和45年（1970年）に市街化区域と市街化調整区域の線引きが行われています。

緑の変遷図を見ると、昭和31年（1956年）の状況では、桶川駅を中心とした一部地域を除き、市全体が樹林地や農地で広く覆われていることが分かります。

高度経済成長期以降は都市化が進み、平成15年（2003年）の状況では、市中央部の市街化区域において、土地区画整理事業に伴う宅地の造成等が進み、樹林地や農地が大きく減少していることが分かります。

平成23年（2011年）の状況では、平成15年（2003年）の状況から樹林地や農地がわずかに減少し、市の北側を東西に横断する首都圏中央連絡自動車道や市の西側を南北に縦断する上尾道路が開通した後の令和3年（2021年）の状況では、市街化区域にわずかに残されていた樹林地や農地の多くが減少していることが分かります。

緑の変遷図

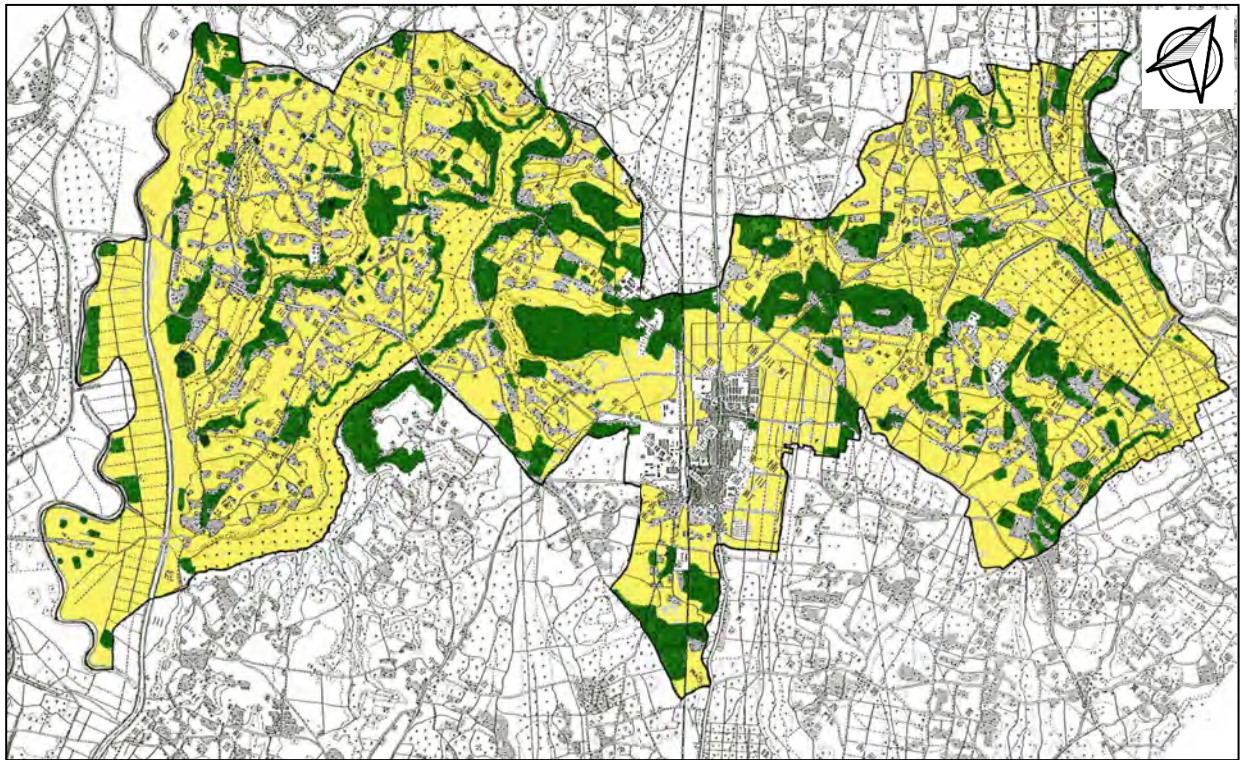


図 2-1 昭和 31 年（1956 年）の自然的土地利用の状況

出典：桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（平成 25 年 3 月）

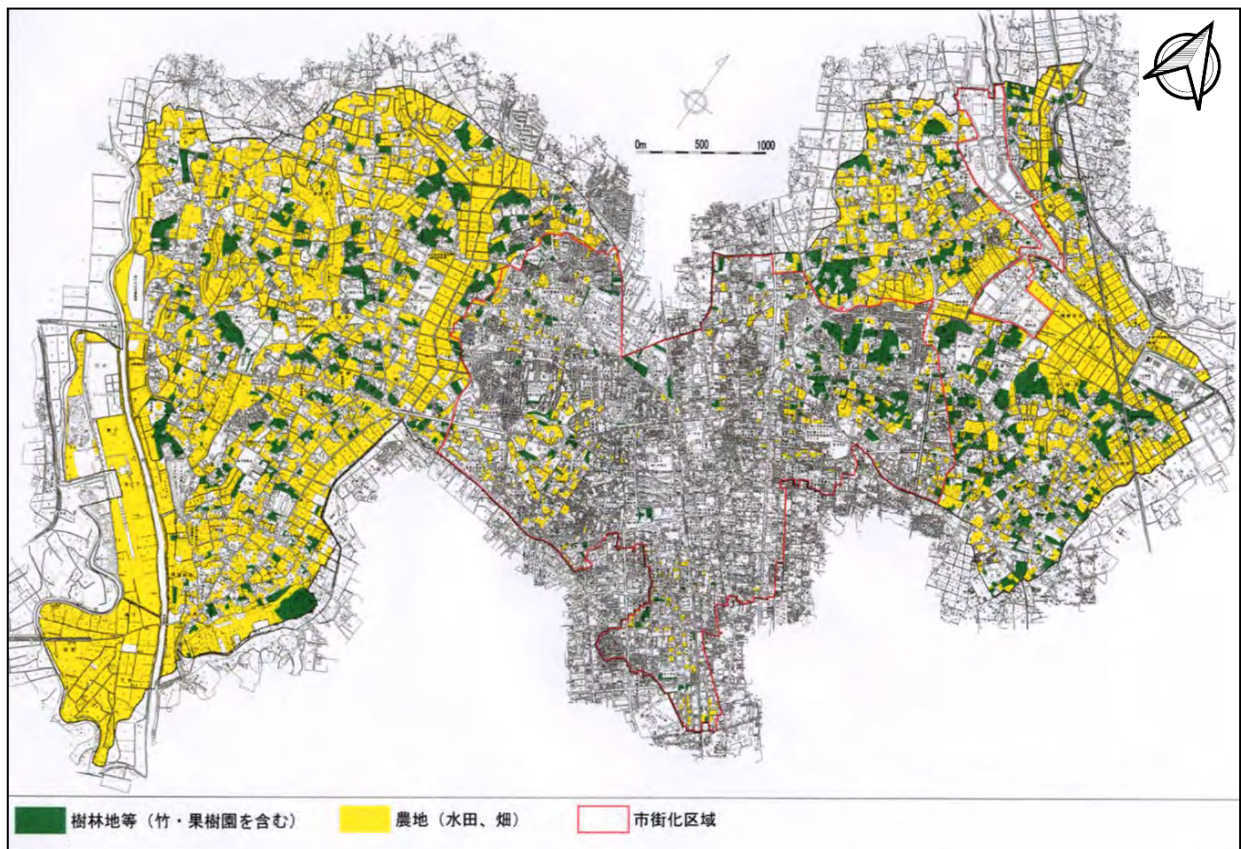


図 2-2 平成 15 年（2003 年）の自然的土地利用の状況

出典：桶川市緑のまちづくり基本計画改定版（平成 25 年 3 月）

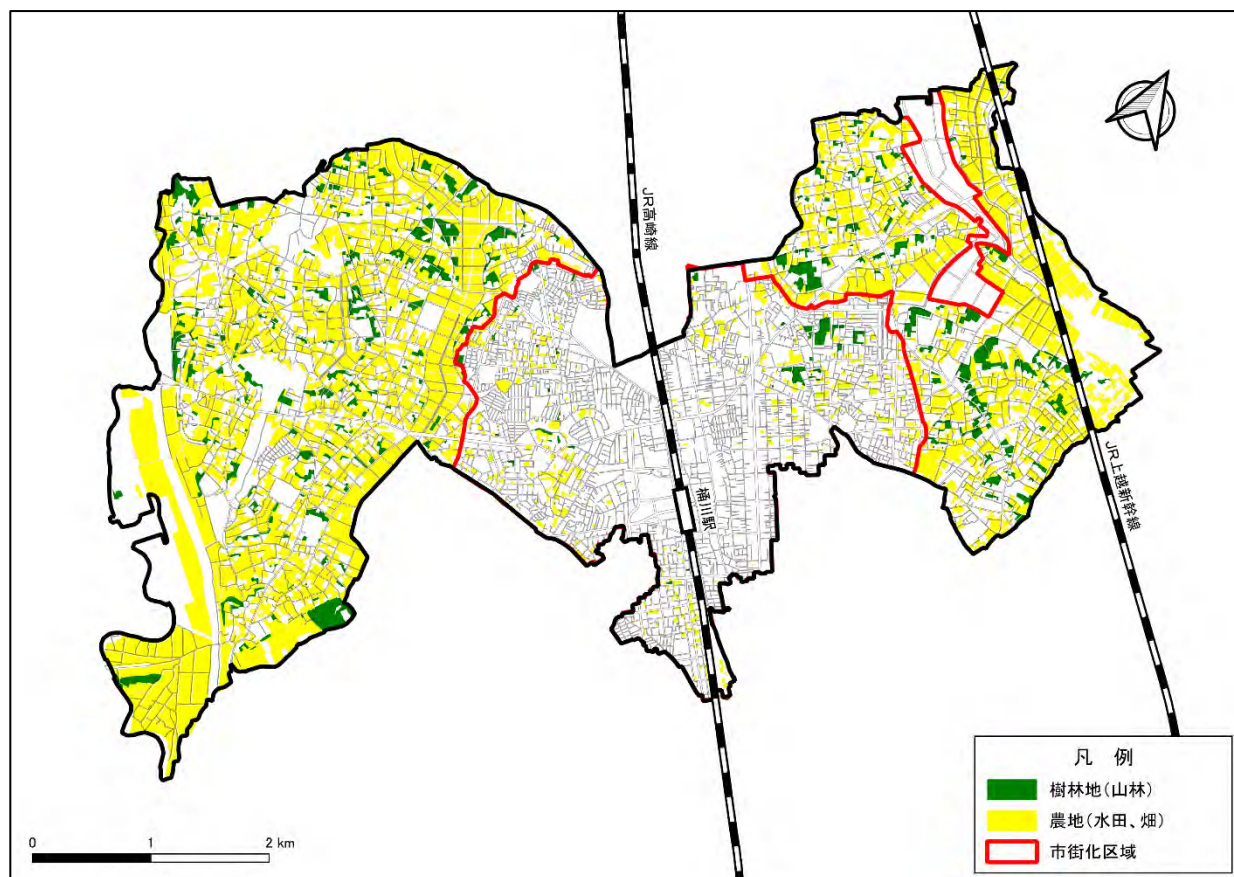


図 2-3 平成 23 年（2011 年）の自然的土地利用の状況（平成 23 年 3 月時点）

資料：都市計画基礎調査

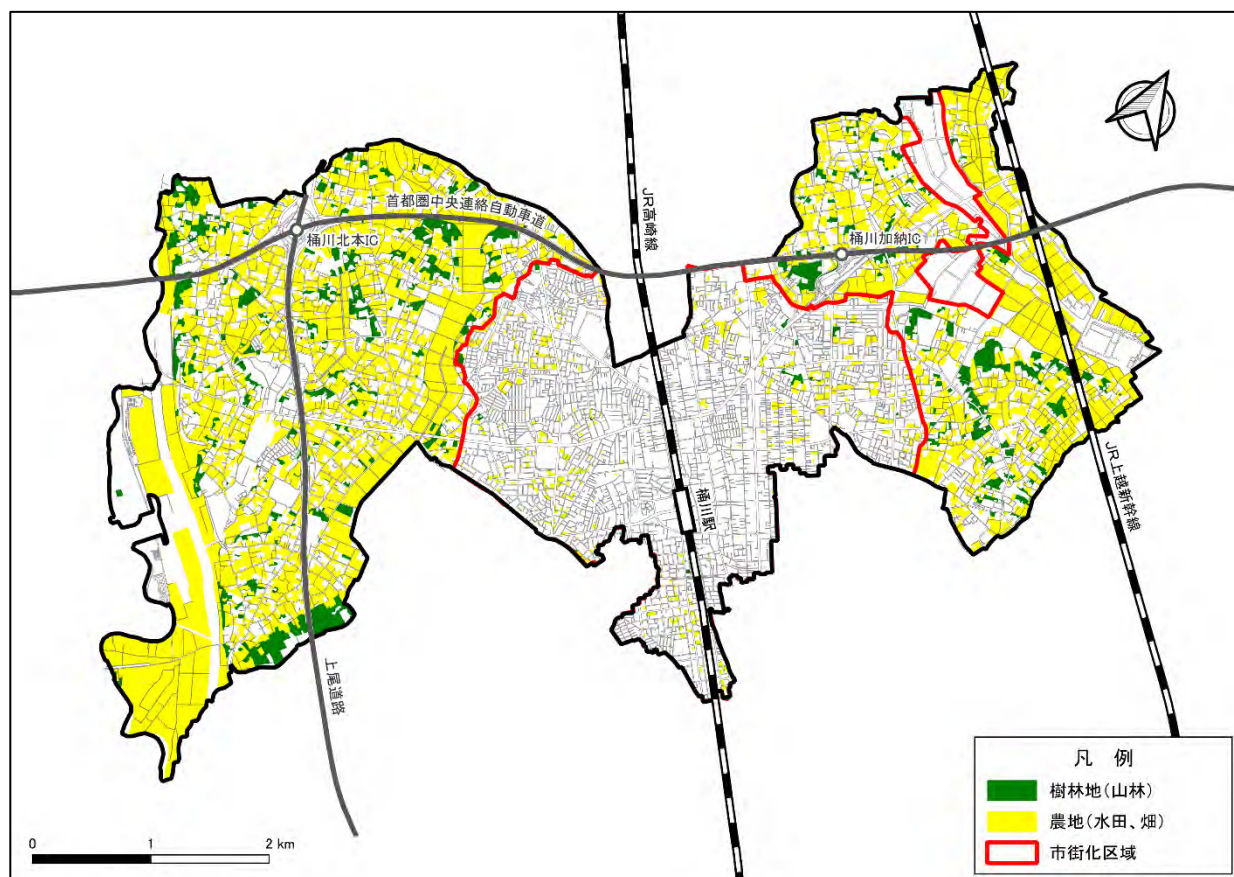


図 2-4 令和 3 年（2021 年）の自然的土地利用の状況（令和 3 年 3 月時点）

資料：都市計画基礎調査

(2) 地域制緑地

地域制緑地とは、法律や条例等により土地利用を規制することによって緑の良好な環境が保全されている区域です。

河川法により国が指定する河川区域は、荒川及びその周辺に指定されています。

首都圏近郊緑地保全法による荒川近郊緑地保全区域は、同じく荒川及びその周辺に230ha 指定されています。

農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域は、市街化調整区域に 582.09ha 指定されています。

生産緑地法による生産緑地地区は、市街化区域に 18.06ha 指定されています。

都市緑地法による市民緑地は、川田谷地区に 2 か所、上日出谷地区に 1 か所、小針領家地区に 2 か所、合計 5 か所で 1.73ha 指定されています。

「桶川市みどりの保全及び推進に関する条例」による保存樹林は、川田谷地区に 3 か所、加納地区に 7 か所、小針領家地区に 1 か所、倉田地区に 2 か所、合計 13 か所で 4.36ha 指定されています。

「桶川市文化財保護条例」による市指定文化財（史跡）として、原山古墳群が 0.91ha 指定され、ボランティア団体の協力などにより雑木林として保全されています。

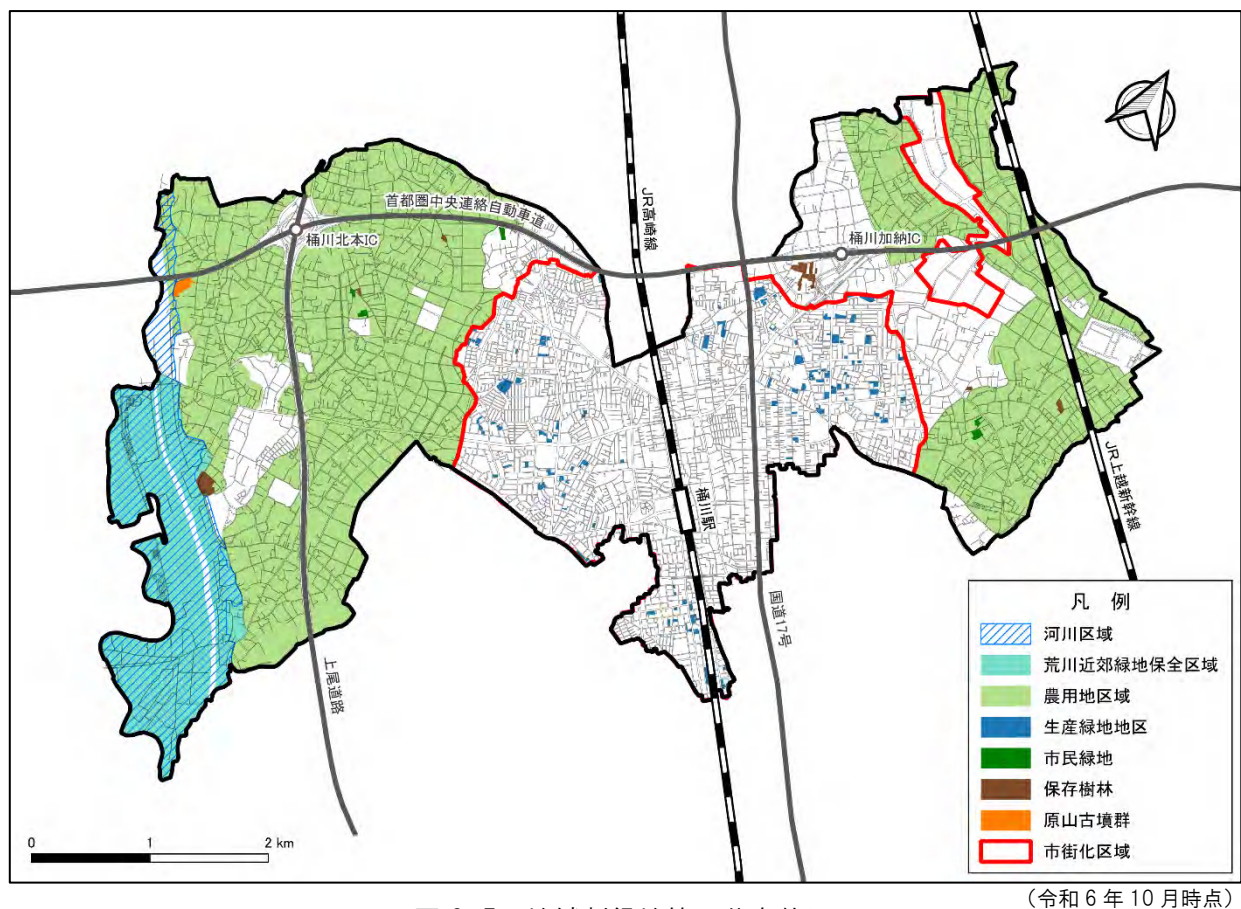


図 2-5 地域制緑地等の分布状況

資料：桶川市資料

(3) 都市公園

都市住民全般の総合的な利用に供することを目的とする都市基幹公園として、総合公園が1か所で10.40haとなっています。

主に徒歩圏に配置され、住民の日常的な利用を目的とする住区基幹公園として、近隣公園が4か所で4.27ha、街区公園が18か所で5.04haとなっています。

その他の公園として、都市緑地が3か所で1.70ha、特殊公園が1か所で0.63haとなっています。

以上を合計すると、27か所で22.04haが供用されています。

本市における、都市公園の住民一人当たりの敷地面積は、令和5年(2023年)3月時点において2.94㎡となっており、都市公園法施行令で示されている区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準を満たしていない状況となっています。

これまで、都市公園については、人口増加等を背景とし、量的整備が重視されてきました。現在は、人口減少や利用者の価値観の多様化などに伴い、既存のストックの活用や公園の持つ多機能性を最大限に引き出すことなどにより、量とともに質を高めていくことが重視されています。

このため、本市においても、公園の質の向上や利用者の利便性の向上のため、多くの人に利用される公園となるよう市民参加型の公園整備を進めています。

近年では、平成30年(2018年)に城山公園バーベキュー広場を整備したほか、平成29年(2017年)に坂田谷津谷遺跡公園、令和2年(2020年)に上日出谷愛宕公園を整備し、供用開始しています。

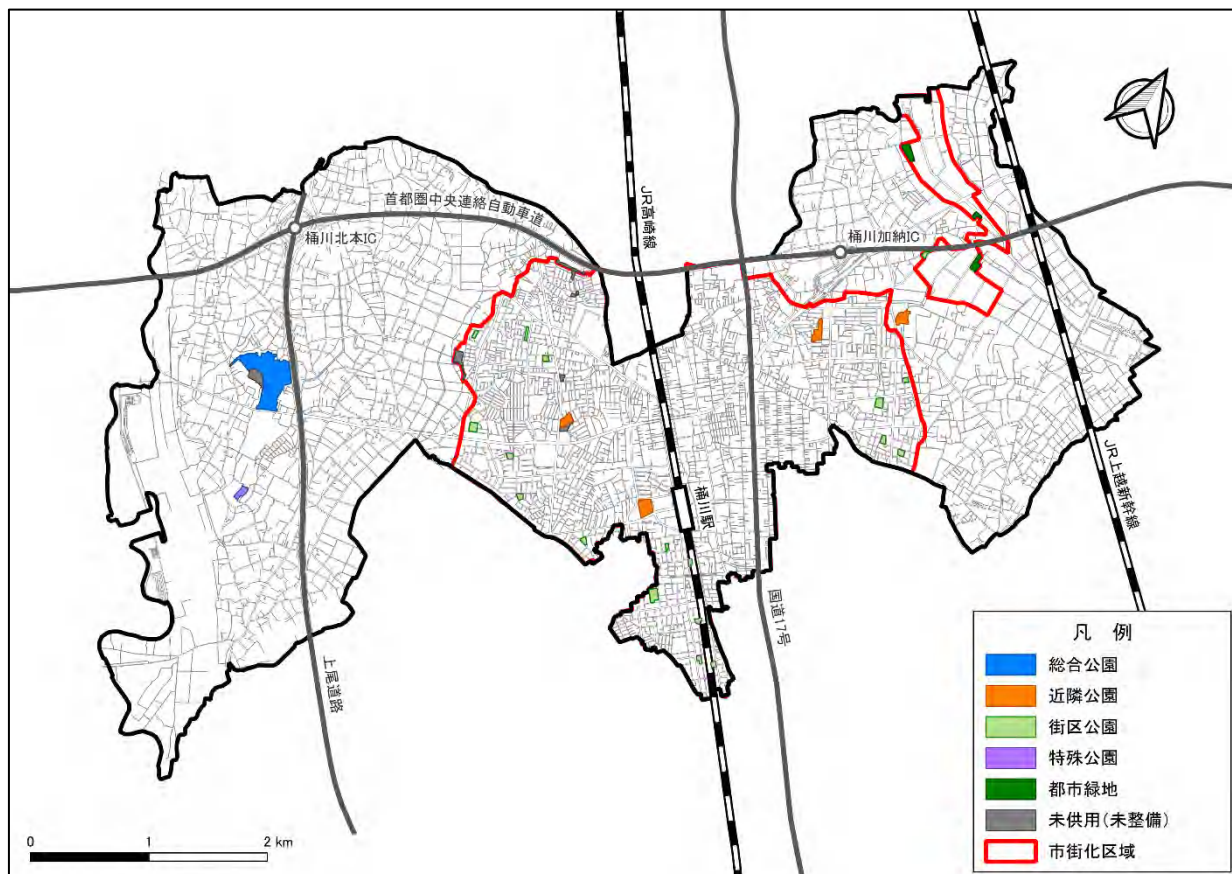


図 2-6 都市公園の分布状況

(令和6年10月時点)

資料：桶川市資料

都市公園一覧

No.	名称	種別	供用面積 (ha)	場所
1	城山公園	総合	10.40	大字川田谷地内
2	子ども公園わんぱく村	近隣	1.19	大字坂田地内
3	駅西口公園	近隣	1.48	若宮一丁目地内
4	下日出谷中央公園	近隣	0.60	下日出谷東三丁目地内
5	坂田谷津谷遺跡公園	近隣	1.00	坂田西三丁目地内
※	上日出谷しらはた山公園	近隣	-	上日出谷南一丁目地内
6	鴨川公園	街区	0.23	鴨川二丁目地内
7	朝日中央公園	街区	0.74	朝日一丁目地内
8	朝日東公園	街区	0.21	朝日一丁目地内
9	朝日南公園	街区	0.23	朝日二丁目地内
10	若宮西公園	街区	0.15	若宮二丁目地内
11	若宮東公園	街区	0.19	若宮二丁目地内
12	神明公園	街区	0.20	神明二丁目地内
13	下日出谷第1公園	街区	0.50	下日出谷西三丁目地内
14	下日出谷第2公園	街区	0.25	下日出谷西一丁目地内
15	下日出谷第3公園	街区	0.26	下日出谷西一丁目地内
16	坂田弁天公園	街区	0.51	坂田東二丁目地内
17	坂田原南公園	街区	0.27	坂田東一丁目地内
18	坂田原中央公園	街区	0.27	坂田東一丁目地内
19	坂田宮前公園	街区	0.19	坂田東三丁目地内
20	上日出谷原公園	街区	0.24	上日出谷南一丁目地内
21	上日出谷宮公園	街区	0.18	上日出谷南一丁目地内
22	上日出谷愛宕公園	街区	0.23	上日出谷南二丁目地内
23	加納原公園	街区	0.19	大字加納地内
※	上日出谷丸山公園	街区	-	上日出谷南三丁目地内
※	上日出谷原新田公園	街区	-	上日出谷南一丁目地内
※	殿山公園	街区	-	大字上日出谷地内
24	後谷公園	都市緑地	0.80	赤堀二丁目地内
25	宮の脇公園	都市緑地	0.25	赤堀一丁目地内
26	舎人公園	都市緑地	0.65	赤堀一丁目地内
27	富士見ホタル親水公園	特殊	0.63	大字川田谷地内
	合計		22.04	

※都市計画決定している未整備の都市公園

(令和6年10月時点)

資料：桶川市資料

(4) 水辺の緑

市街化調整区域及びその周辺は、河川、農地、樹林地など、緑のまとまった場所です。

市の西部には荒川、江川、石川川、中央部には芝川都市下水路、東部には元荒川、綾瀬川、赤堀川、高野戸川、東部都市下水路が流れています。

河川やその周辺は、特に自然環境が豊かで多様な動植物の生息域となっており、湧水が確認できる場所もあります。

また、江川下流にはサクラソウ、サワトラノオ、チョウジソウなどの希少な湿地性植物等が残る貴重な場所があります。ここでは、NPO 法人による地域の自然環境保全活動が継続的に行われているほか、上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた希少動植物の保全や湿地再生など環境保全の取組が行われています。

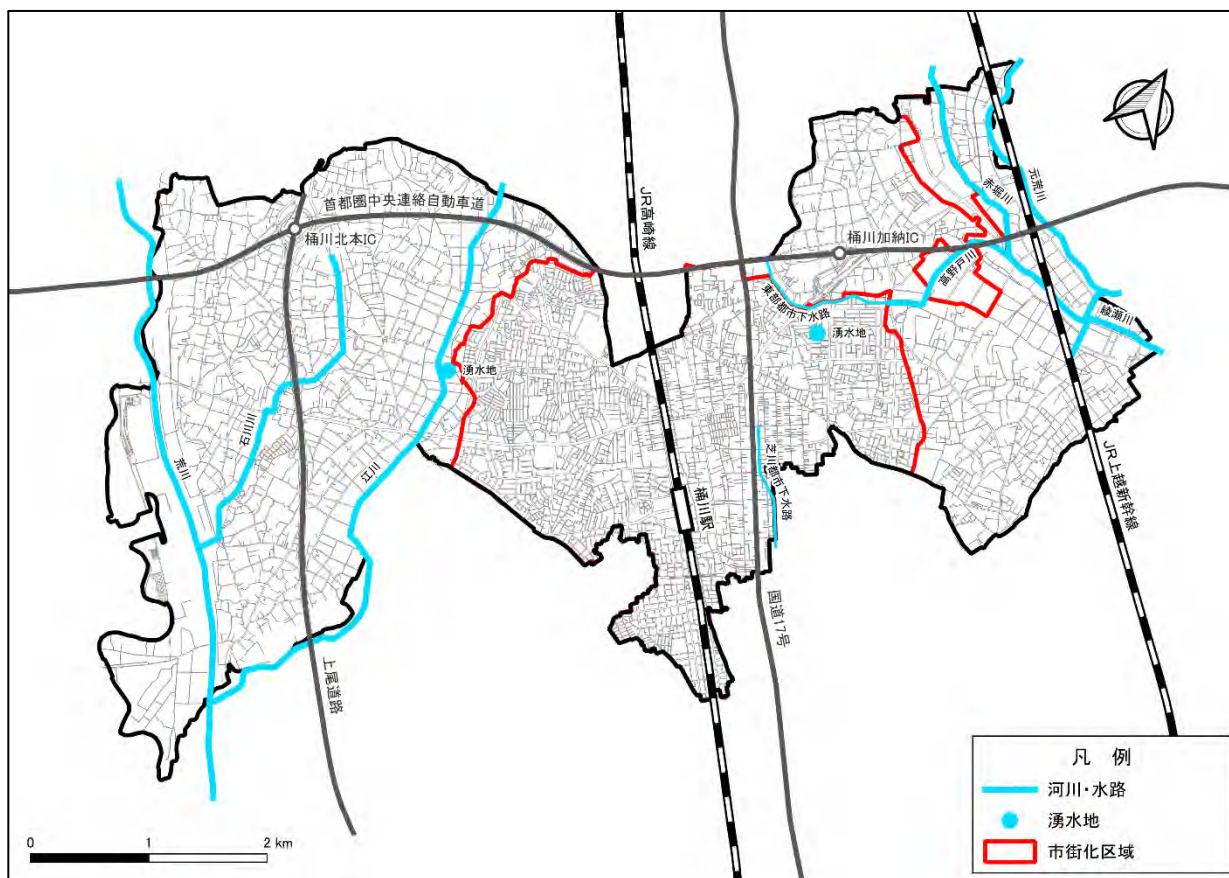


図 2-7 河川・水路等の位置図

資料：桶川市資料・環境省 HP

(5) 郊外の緑

郊外に多くみられる樹林地は、農家と一体となった屋敷林や里山と呼ばれる雑木林です。屋敷林については、現在も手入れが十分にされているものが多く、郊外における特徴的な緑の景観要素となっています。

また、ケヤキやムクノキなどの大木は、保存樹木に指定しているものが多くあります。

雑木林については、コナラやクヌギなどの落葉樹を主とし、古くは薪炭材や堆肥として生活の中で利用されてきました。しかし、高度経済成長期以降の生活様式の変化から、管理が適正に行われなくなり、アズマネザサ、竹、常緑樹などが密集し、荒れた状態になっている場所もあります。

このように機能しなくなった雑木林は、相続時に手放され宅地化されたり、管理が行き届かなくなることで伐採されることなどにより、徐々に減少しています。

このような状況のなか、近年、市民等の間でも緑は地域の重要な資源であるという意識が高まり、市民緑地や保存樹林として指定し、保全を図る雑木林やボランティア団体の協力により、管理を行っている雑木林もあります。



屋敷林



保存樹木第 116 号

(6) 美しい田園景観等を形成する緑

市街化調整区域では、農用地区域の指定により、農地の保全を図っています。

河川沿いの水田やまとまった畑地の広がりにより、郷土性豊かな美しい田園景観等を形成しています。



河川沿いの水田



市街化調整区域の畑地

(7) 身近な市街地景観を形成する緑

桶川駅周辺では、ボランティア団体による花壇の整備が行われています。

また、都市緑地法による緑地協定の締結により、緑化を推進している地区もあります。

都市的土地利用が進む市街地においても、これらの取組により、住民が主体となって積極的な緑化を進めているほか、都市公園や児童遊園地などが身近な緑として、市民等の生活環境に潤いや快適さを与えています。



駅西口花壇



住宅地の緑

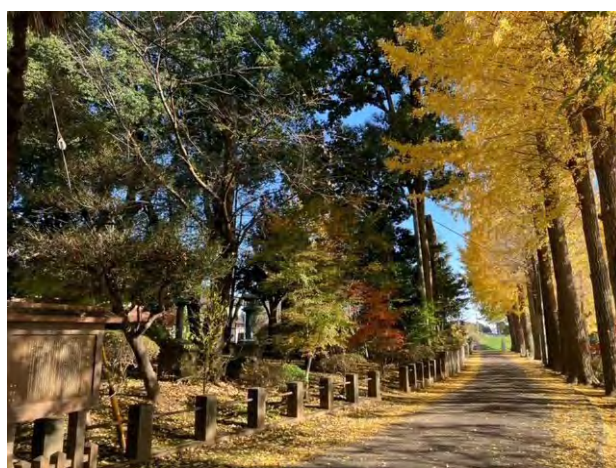
(8) 地域の文化や歴史景観を形成する緑

本市には多くの社寺や史跡などがあり、これらと一体となり地域の歴史や文化を感じさせる貴重な緑が残されています。

社寺林等は、地域本来の植生を残す場所であり、これらの歴史的施設周辺の景観は、市民のみならず来訪者にとっても魅力ある貴重な存在となっています。



普門寺のしだれ桜



泉福寺の社寺林

(9) 本市の緑地の状況

本市における緑地面積は、約 1,182ha となっており、市域面積の約 47%となっています。

緑地面積一覧

区分		現況値(令和6年度)
施設緑地	都市公園	22.04 ha
	公共施設緑地	44.28 ha
	民間施設緑地	43.39 ha
	施設緑地 合計 ①	109.71 ha
地域制緑地	河川区域	242.16 ha
	近郊緑地保全区域	230.00 ha
	農用地区域	582.09 ha
	生産緑地	18.06 ha
	市民緑地	1.73 ha
	保存樹林	4.36 ha
	史跡	0.91 ha
	地域制緑地 計 ②	1,079.31 ha
	地域制緑地間の重複 ③	223.53 ha
	地域制緑地 合計 (②-③) ④	855.78 ha
施設緑地と地域制緑地間の重複 ⑤		29.36 ha
施設緑地と地域制緑地の合計 (①+④-⑤) ⑥		936.13 ha
その他	地域制緑地を除く農地	188.69 ha
	地域制緑地を除く樹林地	56.85 ha
	その他の緑地 合計 ⑦	245.54 ha
緑地 合計 (⑥+⑦)		1,181.67 ha

(令和6年10月時点)



城山公園



荒川太郎右衛門自然再生地

2 市民の意識

市民アンケート及びボランティア団体との意見交換会による本市の緑に関する市民の意識は、以下のとおりです。

（１）桶川市環境基本計画策定に向けた環境に関するアンケート調査

① 調査対象

市 民 無作為に抽出した満 18 歳以上の市民 2,500 人
事業者 無作為に抽出した市内で事業活動を行っている事業者 500 事業者

② 調査期間

令和 6 年 2 月 5 日から令和 6 年 2 月 19 日まで

③ 回収状況

市 民 924 人（回収率 37.0%）
事業者 129 事業者（回収率 25.8%）

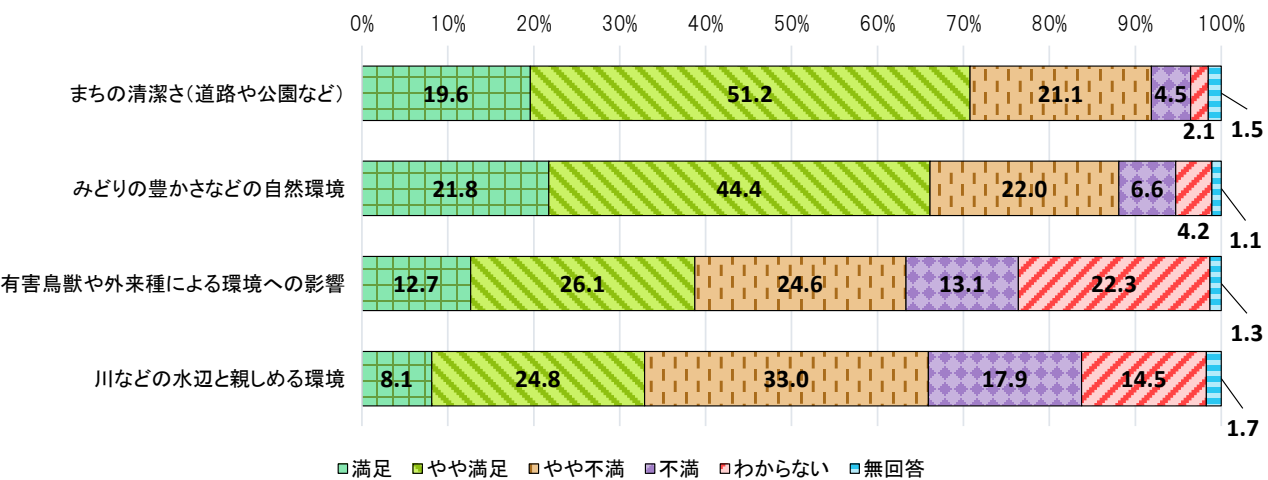
④ アンケート調査結果

※四捨五入による端数処理のため、合計は 100%にならない場合があります。

ア 本市の環境について

環境に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）と不満度（「やや不満」と「不満」の合計）について、緑に関係する 4 項目では、「まちの清潔さ（道路や公園など）」「みどりの豊かさなどの自然環境」の満足度が高くなっています。

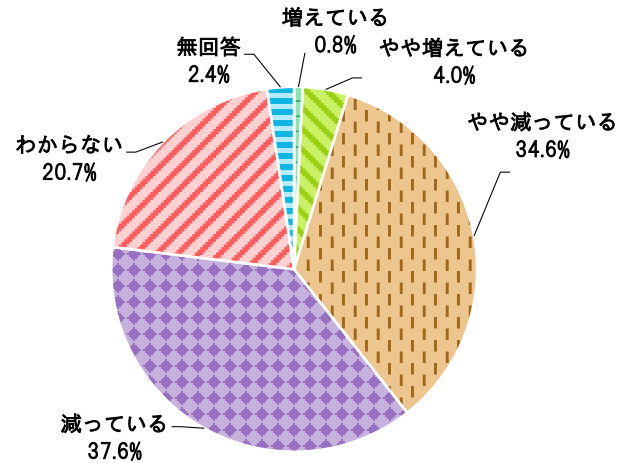
一方、「有害鳥獣や外来種による環境への影響」「川などの水辺と親しめる環境」の満足度が低く、「わからない」という回答も多くなっています。



イ 緑の増減について

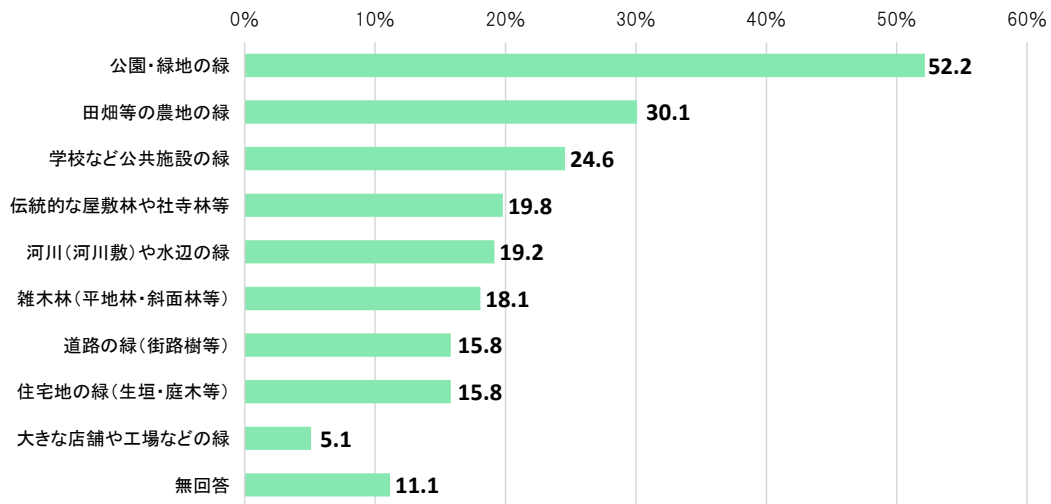
住まいの地域における10年間の緑の増減について、7割以上の市民が「やや減っている」「減っている」と感じています。

一方、「増えている」「やや増えている」との回答は少数となっています。



ウ 豊かだと感じる緑について

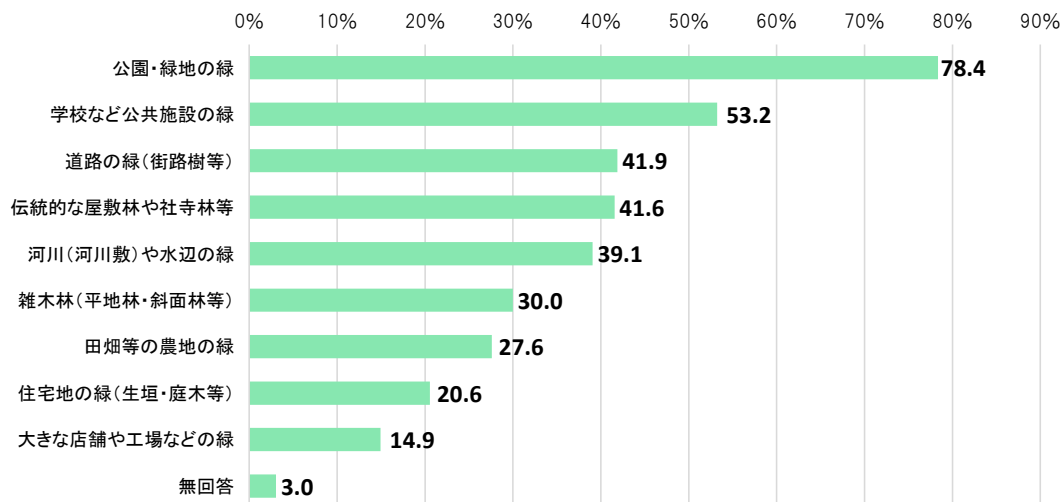
豊かだと感じる緑は、「公園・緑地の緑」が最も多く、5割以上の回答を得ています。次いで、「田畑等の農地の緑」「学校など公共施設の緑」となっています。



エ 守り育てていくべき緑について

守り育てていくべき緑は、「公園・緑地の緑」が最も多く、7割以上の回答を得ています。

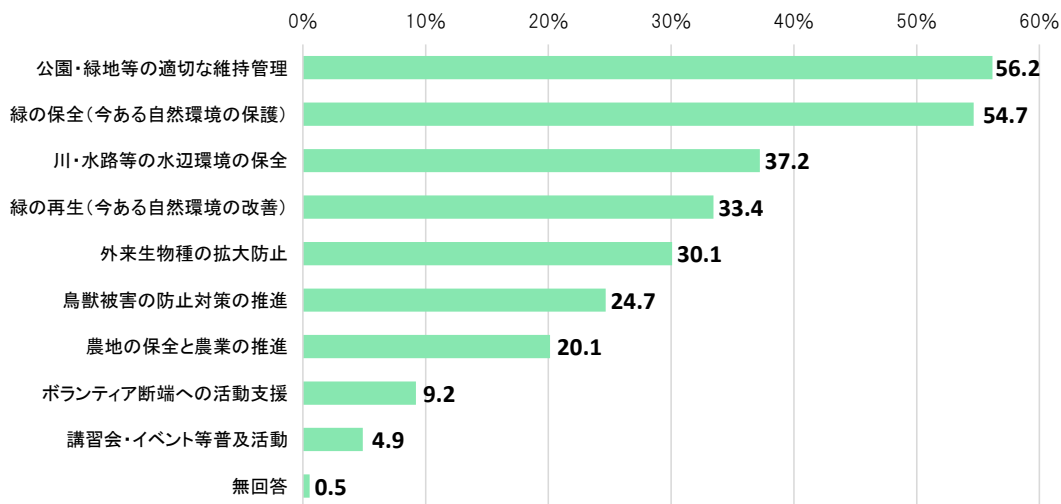
次いで、「学校など公共施設の緑」「道路の緑（街路樹等）」となっています。



オ 緑の保全・生物多様性の確保に向けて関心のあるものについて

緑の保全・生物多様性の確保に向けて関心のあるものとして、「公園・緑地等の適切な維持管理」「緑の保全(今ある自然環境の保護)」の2項目が5割以上の回答を得ています。

次いで、「川・水路等の水辺環境の保全」「緑の再生(今ある自然環境の改善)」「外来生物種の拡大防止」が3割以上の回答を得ています。



(2) 桶川市都市計画マスタープラン等の策定に向けたまちづくりに関するアンケート調査

① 調査対象

市 民 無作為に抽出した満 18 歳以上の市民 3,000 人

② 調査期間

令和 5 年 9 月 13 日から令和 5 年 10 月 31 日まで

③ 回収状況

市 民 1,327 人（回収率 44.2%）

④ アンケート調査結果

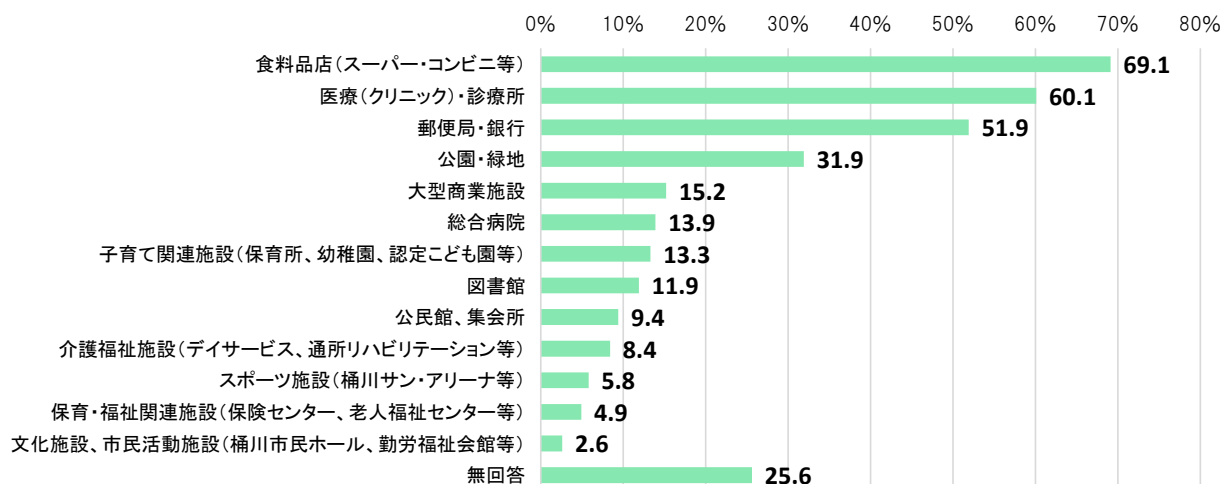
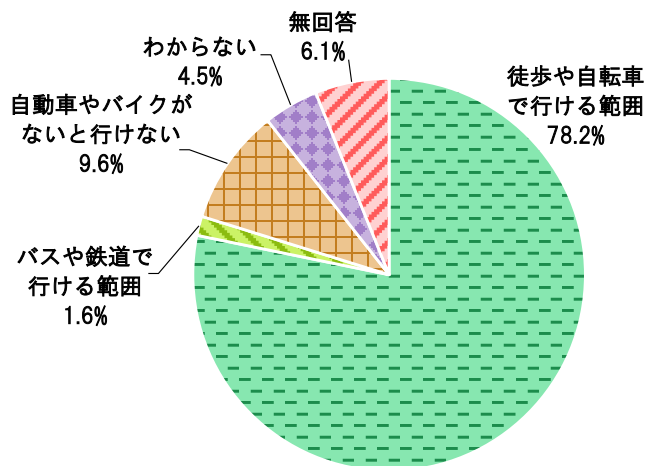
※四捨五入による端数処理のため、合計は 100%にならない場合があります。

ア 公園・緑地の場所について

「徒歩や自転車で行ける範囲にある」の回答が約 8 割となっています。

また、自宅周辺（おおよそ徒歩で移動できる範囲）に欠かせない施設として、3 割以上の方が「公園・緑地」と回答しています。

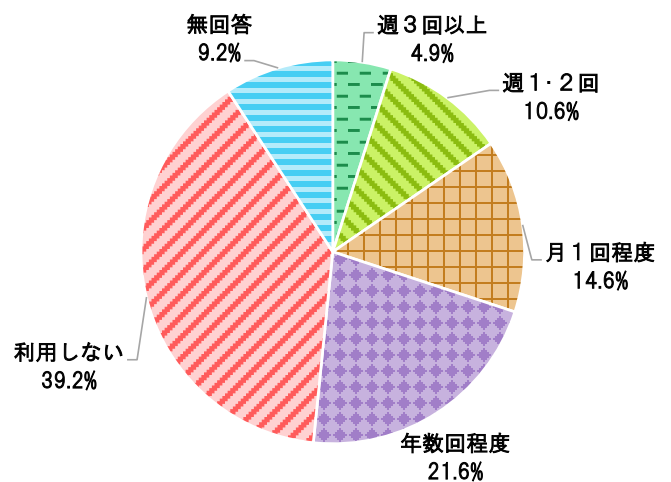
これは、「食料品店（スーパー・コンビニ等）」「医療（クリニック）・診療所」「郵便局・銀行」に次いで 4 番目に多い回答数となっています。



イ 公園・緑地の利用頻度について

「週3回以上」が約5%となっており、「週1～2回」を加えると定期的に公園を利用している方は、約15%となっています。

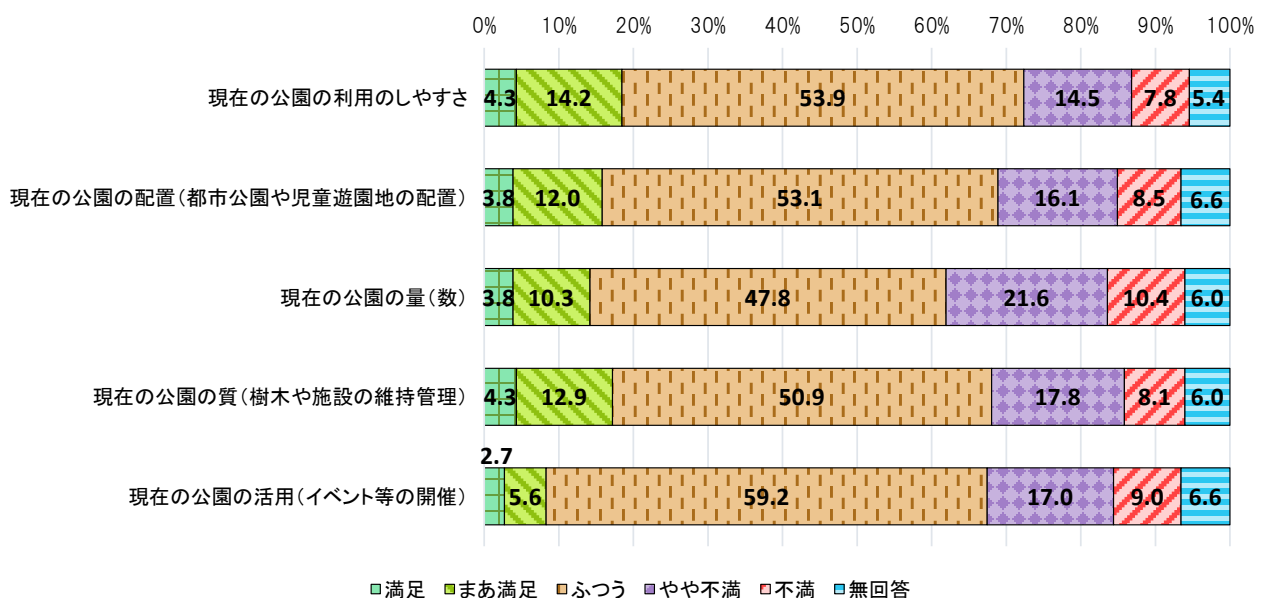
一方、利用しない方は約4割となっています。



ウ 公園・緑地の満足度について

公園・緑地の満足度について、全項目で「ふつう」が最も多く、5割程度となっています。満足度（「満足」と「まあ満足」の合計）が高いのは「現在の公園の利用のしやすさについて」「現在の公園の質（樹木や施設の維持管理）について」となっています。

一方、満足度が特に低いのは「現在の公園の活用（イベント等の開催）について」となっており、不満度（「やや不満」と「不満」の合計）が特に高いのは「現在の公園の量（数）について」となっています。



(3) 桶川市緑のまちづくり基本計画策定に係るボランティア団体との意見交換会

① 参加団体

- ・ 桶川花と緑をいっぱいにする会
- ・ 桶川炭の会
- ・ 桶川みどりの会

② 開催日時

令和6年9月2日（月）

【午前の部】 9：30～12：00

【午後の部】 13：30～16：00

③ 場所

桶川市地域福祉活動センター 集会室

④ 開催内容

ワールド・カフェ方式による意見交換会

A 公共空間の緑

キーワード 道路、公共施設、公園や緑地など

B 郊外の緑・身近な緑

キーワード 屋敷林、雑木林、農地、河川など

C 協働による緑のまちづくり

キーワード 日頃のボランティア活動など

⑤ 主な意見

A 公共空間の緑

- ・ 景観のために街路樹は必要である。
- ・ 落葉や枝・草が多く危ないなど管理が不十分な街路樹がある。常緑樹の方が良い。
- ・ 通学路沿いなどに人が休憩できる木陰を残したい。
- ・ 学校のオープンスペースや原山古墳群などの地域資源を活用したい。
- ・ 城山公園や子ども公園わんぱく村などは、人が集まり、子どもが多く遊んでいる。
- ・ 指定管理者制度などにより、管理の行き届いている公園は維持していきたい。
- ・ 公園の管理について、行政と市民等の連携ができるような体制づくりが必要である。

B 郊外の緑・身近な緑

- ・ 川田谷こどもの森市民緑地は、自然体験イベントに活用されていて良いと思う。
- ・ 雑木林の減少に伴い、生き物の棲みかも減少しているように感じる。
- ・ 外来生物が増加していると感じる。
- ・ ナラ枯れの対策が進んでいない。
- ・ 雑木林は、所有者だけではなく、みんなで管理する必要がある。

- ・植物の調査や生き物の調査をしてほしい。
- ・社寺林は将来へ残してほしい。
- ・住宅地の生垣や庭木などの植栽が少なくなったと感じる。
- ・住宅地に緑を増やす仕組みづくりなどを考える必要がある。

C 協働による緑のまちづくり

- ・花が好きなので、ボランティア活動にやりがいを感じる。
- ・管理が行き届いた雑木林は気持ちがよく、ボランティア活動にやりがいを感じる。
- ・花や緑があることは、景観だけでなく健康にも寄与している。
- ・人手が不足しており、ボランティア活動の作業が追いつかない。
- ・緑のイベントは、子どもたちとの触れ合いの場となっており続けてほしい。
- ・緑のイベントなど、子どもたちの意見を聞く場を増やしてほしい。
- ・緑のイベントを通じて桶川の魅力を発信する必要がある。
- ・ボランティア活動の体験を共有したり、PR する場が必要である。
- ・ホームページや掲示板など、情報発信の手段を有効活用する必要がある。



ボランティア団体との意見交換会の様子

3 前計画の進捗状況

(1) 施策の主な実績

前計画では、4つの基本目標に基づいて、緑地の保全や緑化の推進に関する施策を実施してきました。

前計画による施策の主な実績は、以下のとおりです。

基本目標1 「緑の軸線」を保全し、生き物の回廊となる「公共空間の緑」が整備されたまちづくり		
基本方針		主な実績
(1)	河川と道路による 「緑の格子」づくり	・ 荒川近郊緑地保全区域の指定に基づく「緑の軸線」の保全 ・ 関係機関と連携した荒川太郎右衛門地区自然再生協議会や荒川流域エコネット地域づくり推進協議会などによる活動の推進 ・ 首都圏中央連絡自動車道の一部区間や都市計画道路西側大通り線などの環境施設帯や街路樹による緑化
(2)	公園緑地や公共公益施設の緑による「緑の拠点」づくり	・ 総合公園である城山公園バーベキュー広場の整備 ・ 近隣公園である坂田谷津谷遺跡公園等の都市公園の整備
(3)	多様なレクリエーション需要に対応する公園緑地などの創造と活用	・ 坂田谷津谷遺跡公園における「遺跡広場」の設置や「谷津谷の泉」と呼ばれる湧水の保存 ・ 川田谷こどもの森市民緑地における自然体験イベントの開催
(4)	「公共空間の緑」による「生き物の回廊」の形成	・ 市庁舎等における「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく緑の整備と維持管理 ・ 市内小中学校における樹木等の適切な維持管理
(5)	安全を守る「公共空間の緑」の整備	・ 城山公園における指定広域避難場所及びヘリコプターの場外離着陸場としての指定及び運用 ・ 坂田谷津谷遺跡公園におけるかまどベンチの設置

基本目標2

美しい田園風景を形成し、緑の資源として貴重かつ豊かな「郊外の緑」を保全、活用するまちづくり

基本方針		主な実績
(1)	多くの動植物の生息域となっている「郊外の緑」の現況把握	・ 河川・水路の継続した水質汚濁調査の実施 ・ 関係機関と連携した上尾道路（江川地区）環境保全対策検討会議による江川下流周辺における環境保全の取組の検討
(2)	水害発生を防ぐ保水機能を持つ緑の保全	・ 農業振興地域整備計画による整備の方向性を見直し及び農用地区域の再設定による農用地の保全 ・ 土地所有者との湿地等現況保全協定の締結
(3)	樹林地及び樹林地と一体となった農地などによる「郊外の緑」の保全と活用	・ 市民緑地における土地所有者、ボランティア団体及び市による管理協定の締結と維持管理 ・ 市民緑地及び保存樹林に対する固定資産税・都市計画税の減免や奨励金の交付
(4)	地域の文化・歴史などと一体となった樹林地などの保全と活用	・ 「桶川市みどりの保全及び推進に関する条例」に基づく保存樹木及び保存樹林の指定 ・ 市指定文化財（史跡）「原山古墳群」における散策路の整備やボランティア団体との連携による維持管理作業や史跡環境整備事業などの実施

基本目標3

潤いのある市街地の緑を形成する「身近な緑」を積極的に創造、管理するまちづくり

基本方針		主な実績
(1)	潤いと快適さのある緑豊かな市街地の創造	・ 桶川花と緑をいっぱいにする会による花壇の維持管理 ・ 花でもてなすまちづくり実行委員会による花壇の維持管理 ・ 「桶川市ハート・アンド・ハンド道路サポート制度」による歩道、緑地帯、植樹帯などの維持管理 ・ 工場立地法の届出による緑化に関する指導 ・ 生産緑地地区の保全及び適正な管理
(2)	良好な集落地の緑の保全と活用	・ 加納武蔵野台地区及び兼六パークタウン地区における緑地協定の締結による住民が主体となった緑化の推進
(3)	歴史や文化を身近に感じさせる緑の保全と活用	・ 法律や条例に基づく文化財指定の指定候補リストの作成及び調査の実施
(4)	地震や火災などの災害に備えた安全な緑の市街地の整備	・ 開発行為等における住宅地の生垣や庭木などの植栽に関する指導

基本目標4

市民等、事業者、行政の「協働による緑のまちづくり」

基本方針		主な実績
(1)	整備・管理・活用における協働による推進	・ 児童遊園地における自治会等との管理契約による住民が主体となった維持管理 ・ 市が管理する江川下流の区間における希少植物の保護等のためのNPO 法人と連携した維持管理
(2)	「緑のまちづくり」に対する市民等、事業者、行政への普及、啓発	・ 出前講座等による緑のまちづくりに関する啓発 ・ 子どもたちと地域の未来を考える花と緑のまちづくり全国首長会、コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会などへの参加による事業の推進
(3)	「緑のまちづくり」を推進する市民等、事業者、行政が一体となった組織の形成	・ 緑のまちづくりに賛同する市民を中心とした「桶川みどりの会」等との協働による事業の推進

4 前計画の評価と課題

(1) 目標水準の達成状況

前計画では、緑のまちづくりの目標水準として、「すべての緑地の目標（維持目標）」及び「担保性のある緑地の目標（確保目標）」を設定しています。

「すべての緑地」とは、都市公園等の「施設緑地」、法律や条例等の指定に基づく「地域制緑地」及び地域制緑地を除く農地等の「その他の緑地」を対象としています。

また、「担保性のある緑地」とは、すべての緑地から農用地区域と「その他の緑地」を除いた緑地を対象としています。

前計画による目標水準の達成状況は、以下のとおりです。

① すべての緑地の目標（維持目標）

前計画によるすべての緑地の目標は、市域面積の4割を緑地として維持することとなっています。

令和6年度におけるすべての緑地面積は、約1,182haで市域面積の約47%となっており、目標を達成しています。

	目標値	現況値（令和6年度）
緑地面積率	市域面積の4割を維持	47%

② 担保性のある緑地の目標（確保目標）

前計画による担保性のある緑地の目標は、市域面積の2割を目指すこととなっています。

令和6年度における担保性のある緑地面積は、約354haで市域面積の約14%となっており、目標を達成していません。

	目標値	現況値（令和6年度）
担保性のある 緑地面積率	市域面積の2割を目指す	14%

(2) 緑の課題

【課題1 減少傾向にある緑の保全と活用】

- ・宅地化などが進む一方で、緑は年々減少傾向にあります。樹林地や農地を保全することなどにより、限られた緑を守るための施策を推進する必要があります。
- ・減少傾向にある緑を守るほか、新たな地域制緑地の指定などにより、緑の創出に努める必要があります。
- ・生物多様性を守り、生態系を保全するため、多様な動植物の生息域となっている緑を保全するとともに、外来生物への対策を講じる必要があります。
- ・屋敷林や雑木林などの郊外の緑、地域の文化や歴史景観を形成する緑などは、本市の緑の特徴であるため、将来へ継承する必要があります。
- ・管理の行き届かない樹林地や耕作されずに荒地となった農地は、自然景観の変化をもたらします。緑の適正な維持管理により、緑の質の向上が求められています。
- ・市民緑地等は、広く市民が利用できるよう整備を進めるとともに、イベント等での活用が求められています。

【課題2 公共空間の緑の整備と管理】

- ・水辺環境の保全に努め、本市の緑の特徴である河川や水辺の緑を活かした緑のまちづくりを推進する必要があります。
- ・道路機能の維持や安全性に配慮した上で、植樹帯などによる道路緑化等に努め、適正な維持管理を行う必要があります。
- ・公園や緑地等の緑について、多様な需要を考慮した整備や管理など、緑の量的な確保とともに質を向上させる必要があります。
- ・公共空間の緑について、守り育てていくべき緑として整備していくことが求められています。

【課題3 緑とふれあう場の創出】

- ・「本市の顔」となる桶川駅周辺の緑化と適正な維持管理が求められています。
- ・住宅地における生垣や庭木などの植栽を推進するため、緑に対する市民の愛着を高めていく必要があります。
- ・市街地は、特に緑が減少傾向にあるため、公園や児童遊園地などを活用し、緑にふれあう機会を創出することや緑化のための新たな方策を検討する必要があります。
- ・学校など公共施設の緑には、樹齢を重ねた樹木もあるため、計画的な更新や適切な維持管理を行う必要があります。

【課題4 更なる「協働」の必要性】

- ・「緑のまちづくり」のため、市民等、事業者、行政の連携を強化する必要があります。
- ・「緑のまちづくり」に重要な役割を果たすボランティア団体の活躍の場の創出や高齢化などに対応する担い手の確保が求められています。
- ・緑に関する市民等の意識を高めるため、情報発信や普及啓発を行う必要があります。

第3章 緑のまちづくりの方針

第3章 緑のまちづくりの方針

1 緑のまちづくりの将来像

(1) 将来像

「桶川市第六次総合計画」に掲げる将来像とまちづくりの方向性の実現を目指し、本計画が目指す緑のまちづくりの将来像を次のとおり掲げます。

本市の将来像

～ 将来像 ～

学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ

～ まちづくりの方向性 ～

教育・文化	生きる力と豊かな心を育む 桶川
健康・福祉	共に支え合い いきいきと暮らせる 桶川
安心安全・都市基盤	安心して暮らし続けられる 桶川
環境・みどり	環境にやさしく みどりと調和した 桶川
産業・経済	にぎわいと活力ある 桶川

緑のまちづくりの将来像

**うるおいと歴史をつなぎ 皆で育む
みどりと調和したまち おけがわ**

本市の緑は、荒川、江川、元荒川などの河川やその周辺の「水辺の緑」、屋敷林や里山と呼ばれる雑木林などの「郊外の緑」、農地などの「美しい田園景観等を形成する緑」、公園や桶川駅周辺などの「身近な市街地景観を形成する緑」、社寺や史跡と一体となった緑などの「地域の文化や歴史景観を形成する緑」など、様々な緑があり、独自の景観を形成しています。

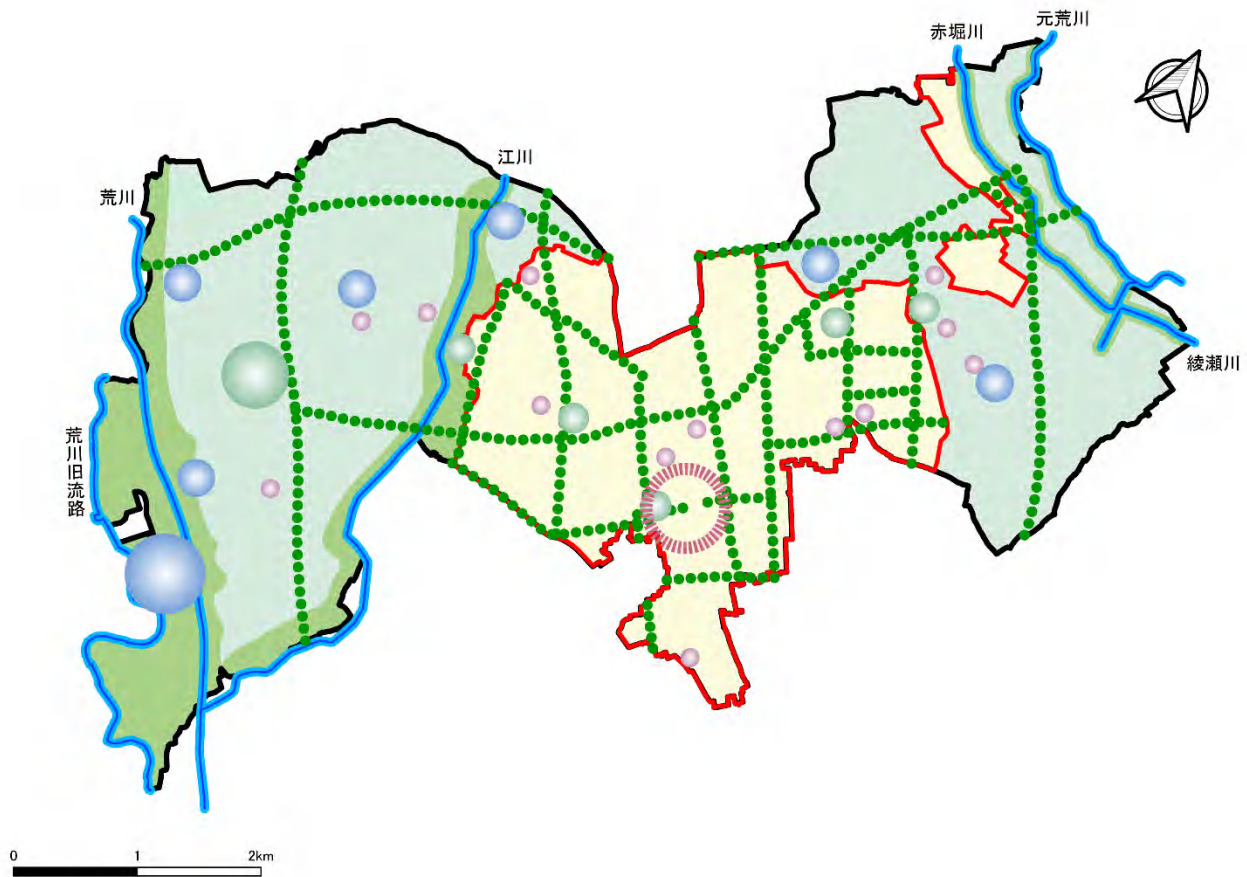
これらの緑の存在は、生物多様性を守り、生態系の保全につながるとともに、日々の生活に憩いと安らぎを与えます。

多様な機能を持つ緑を河川の緑による「緑の軸線」、道路の緑による「緑の格子」、公園や史跡などの緑による「緑の拠点」でつなぎ、「水と緑のネットワーク」を形成するとともに、市民等、事業者、行政が協働による緑のまちづくりを推進することにより、将来へ継承していきます。

今後は、緑の質・量両面での確保を目指し、人と自然が共生した調和のある緑の都市を創造するため、上記の将来像を掲げます。

(2) 将来像図

緑のまちづくりの将来像の骨格を示すと、次のようになります。



凡 例

- | | |
|---|---|
|  緑の軸線を構成する
河川の緑 |  桶川市の顔を演出する
緑の拠点 |
|  緑の格子を構成する
道路の緑 |  水辺の緑 |
|  緑の拠点(主要な公園) |  美しい田園景観等を
形成する緑 |
|  緑の拠点(公共施設(学校)) |  身近な市街地景観を
形成する緑 |
|  緑の拠点(市民緑地等) |  市街化区域 |

2 緑のまちづくりの基本方針

緑のまちづくりの将来像を実現するため、4つの基本方針を示します。

《基本方針1》

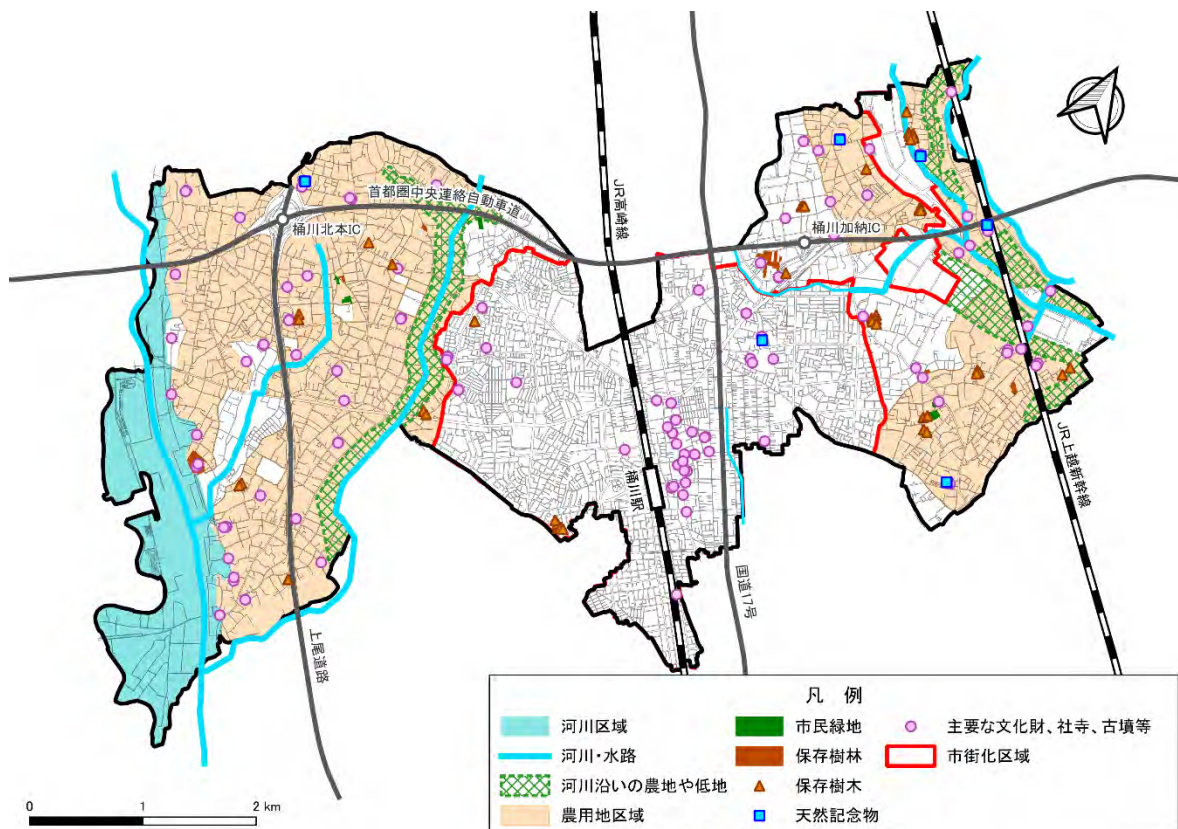
かけがえのない緑を

守り・活かす



- 荒川、江川、元荒川などの河川やその周辺の水辺の緑は、多様な動植物の生息域となっています。これらの緑を保全するとともに、生物多様性を守り、生態系を保全するため活用を図るなど、ネイチャーポジティブを目指します。
- 河川敷、河川沿いの農地、樹林地などは、下流の水害発生や住宅地への浸水を抑制する働きがあります。このような水害発生時に保水機能を有する緑を保全し、活用を図ります。
- 古くからの植生を残す屋敷林、里山と呼ばれる雑木林、斜面林等の樹林地、美しい田園景観等を形成する農地など、地域の資源となる緑を保全し、活用を図ります。
- 泉福寺等の社寺林、原山古墳群等の歴史的資源を取り囲む樹林地など、地域の文化や歴史景観を形成する緑を保全し、活用を図ります。

■ かけがえのない緑を 守り・活かす 概要図



(令和6年10月時点)

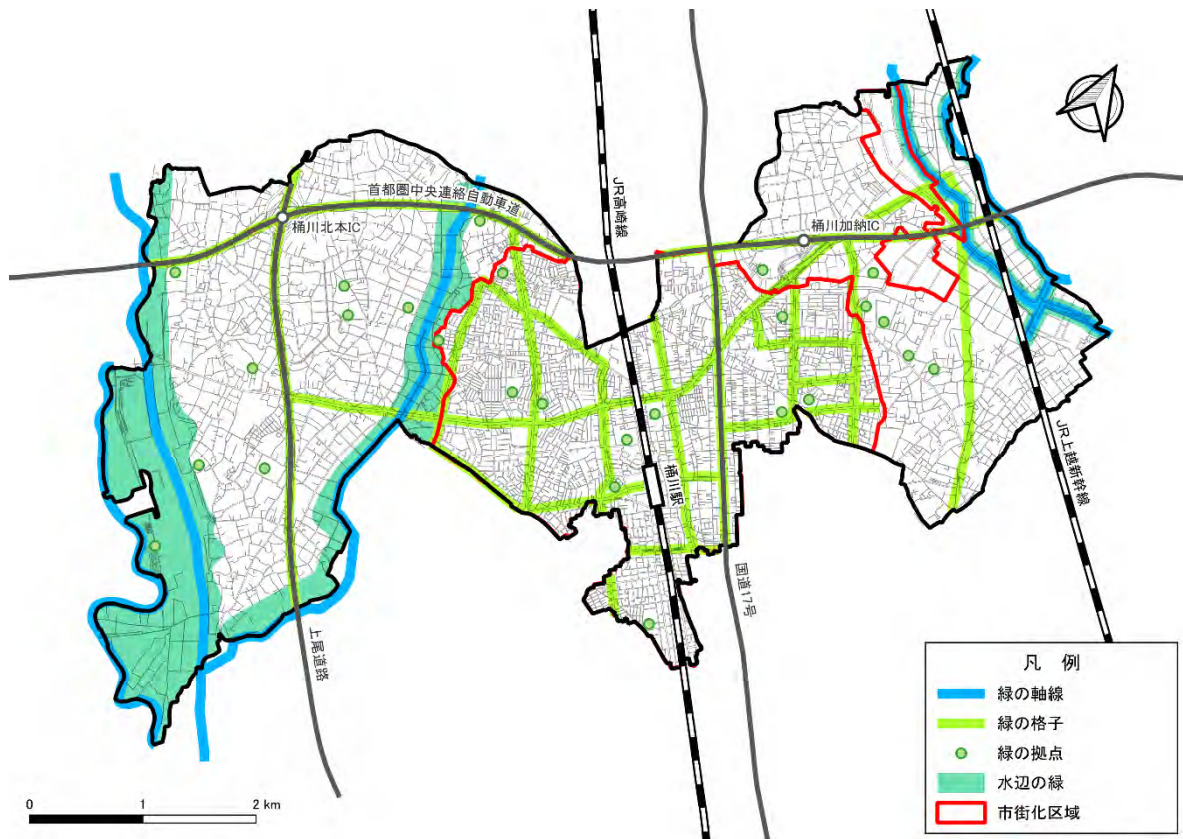
《基本方針2》

水と緑を つなぐ



- 荒川、江川、元荒川などの河川やその周辺について、広域にわたる水と緑を良好な状態で保全することによって「緑の軸線」の形成を目指します。
- 幅員 16m以上の都市計画道路について、植樹帯などによる道路緑化等によって「緑の格子」の形成を目指します。
- 城山公園等の市内各所に位置する公園や学校などを「緑の格子」にふくらみを持たせる「緑の拠点」と位置づけ、緑化を推進します。
- 「緑の軸線」「緑の格子」「緑の拠点」をつなぎ、公共空間の緑による「水と緑のネットワーク」を形成し、潤いのあるまちづくりを目指します。
- 防災機能を有する公園の整備や道路緑化等により、安全を守る公共空間の緑の整備を推進します。

■ 水と緑を つなぐ 概要図



(令和 6 年 10 月時点)

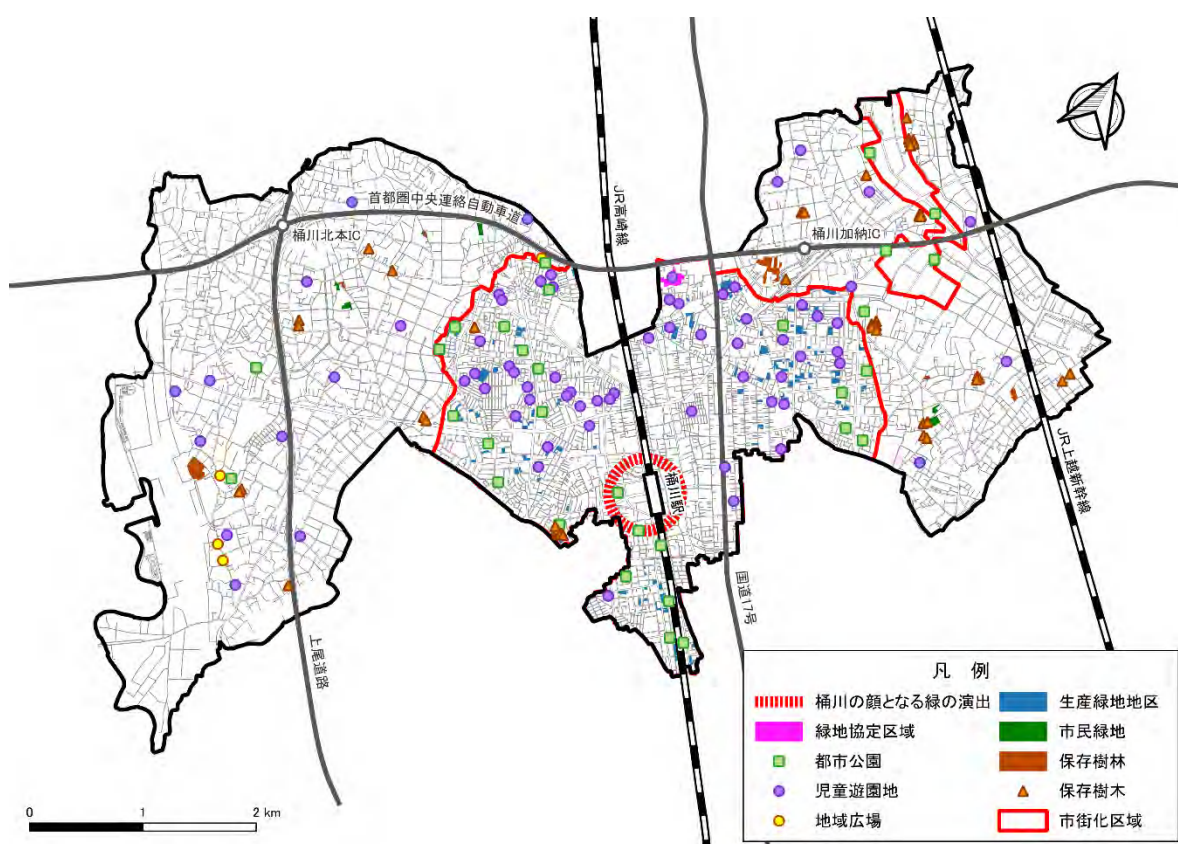
《基本方針3》

身近な緑を 育み・ふれあう



- 桶川駅周辺を「桶川の顔」として緑の演出を図るほか、市民等の生活環境に潤いや快適さを与える公園や住宅地などの身近な緑を確保し、緑豊かな市街地を目指します。また、身近な緑を育み、緑化を推進するための制度の活用について検討します。
- レクリエーション需要に対応する公園等の整備など、ふれあいを生み出す多様な緑の整備を推進します。

■ 身近な緑を 育み・ふれあう 概要図



(令和6年10月時点)

《基本方針4》

市民等、事業者、行政の 協働による緑のまちづくり



- 緑は、量的に確保していくだけでなく、どのように質を高めるか、また、どのように保全し活用するかが重要となります。このため、市民等、事業者、行政がともに考え、ともに活動することにより、協働による緑の保全と活用を図ります。
- 協働を推進するため、市民等、事業者などに対し、緑のまちづくりに関する普及啓発等に努めます。



駅西口花壇の整備



自然体験イベントの実施



苗木の配布



ボランティア団体との意見交換会

3 都市公園の整備及び管理の方針

都市公園について、以下に示す方針による整備及び管理に努めます。

(1) 整備の方針

① 都市公園の計画的な整備

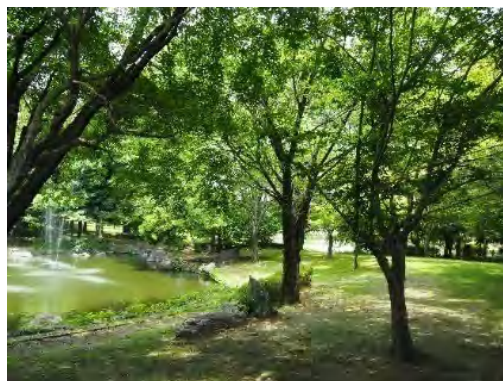
都市公園の計画的な整備を推進するとともに、市全域で適正な規模や配置となるよう努めます。

② 住民要望や緑の持つ機能を考慮した整備

住民要望や緑の持つ機能（環境保全機能、レクリエーション機能、防災・減災機能、景観形成機能、生物多様性確保機能）などを考慮し、多様な公園の整備に努めます。

③ 市民等との協働による整備

都市公園の整備にあたっては、市民等へのアンケートやワークショップなどを実施し、利用者ニーズを把握するなど、協働による公園の整備に努めます。



(2) 管理の方針

① 公園施設の安全性の確保

公園施設は、「桶川市公園施設長寿命化計画」に基づく適切な維持管理に努めます。

遊具等は、定期的な点検を実施し、安全性の確保と機能の維持に努めます。

② 指定管理者制度等による維持管理

主要な都市公園について、引き続き、指定管理者制度を活用するとともに、様々な手法を検討し、公園の質の向上や利用者の利便性の向上に努めます。また、指定管理者等と連携を図り、樹木の病虫害等に注視し、適切な対応に努めます。

③ イベント等における活用

主要な都市公園について、地域の魅力発信、環境教育、まちづくりに寄与するためのイベント等における活用を図ります。



4 緑のまちづくりの目標

緑のまちづくりの方針等に基づき、以下のとおり緑のまちづくりの目標を設定します。

(1) 目標の設定

目標1

市域面積の約5割を緑地として維持

公園等の施設緑地、河川区域や市民緑地などの地域制緑地、それ以外の樹林地や農地などのその他の緑地を合わせた緑地面積は、令和6年度において約1,182ha、緑地率は約47%となっています。

かけがえのない緑を保全し活用するとともに、公園や緑地等の整備や地域制緑地の指定に努めることなどにより、目標年度である令和26年度（2044年度）において、市域面積に対する緑地面積である緑地率について、約5割の維持を目指します。

	現況値（令和6年度）	目標値（令和26年度）
緑地率	47%	約5割を維持

目標2

公園の計画的な整備

都市公園の面積は、令和6年度において約22haとなっています。

今後整備する城山公園の未整備区域である三ツ木城跡や近隣公園等について、計画的な整備を推進するとともに、都市環境の保全、生物多様性の確保など、緑の持つ機能を考慮した多様な公園の整備に努め、緑の質の向上を目指します。

	現況値（令和6年度）	目標値（令和26年度）
都市公園面積	22 ha	25 ha

目標3

緑の満足度の向上

「桶川市環境基本計画策定に向けた環境に関するアンケート調査」では、「みどりの豊かさなどの自然環境」について、満足度（「満足」「やや満足」の合計）の割合は、約66%となっています。

将来にわたり、緑の質・量両面での確保に努め、緑の満足度の向上を目指します。

	現況値（令和6年度）	目標値（令和26年度）
「みどりの豊かさなどの自然環境」に対する満足度	66 %	70 %

第4章 緑のまちづくりの施策

第4章 緑のまちづくりの施策

1 緑のまちづくりの施策の体系

基本方針

基本方針1

かけがえのない緑を
守り・活かす

- ①多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用
- ②保水機能を持つ緑の保全
- ③地域の資源となる緑の保全と活用
- ④地域の文化や歴史景観を形成する緑の保全と活用

基本方針2

水と緑を
つなぐ

- ①河川の緑による「緑の軸線」づくり
- ②道路の緑による「緑の格子」づくり
- ③公共施設の緑による「緑の拠点」づくり
- ④公共空間の緑による「水と緑のネットワーク」の形成
- ⑤安全を守る公共空間の緑の整備

基本方針3

身近な緑を
育み・ふれあう

- ①緑豊かな市街地の創造
- ②ふれあいを生み出す多様な緑の整備

基本方針4

市民等、事業者、行政の
**協働による
緑のまちづくり**

- ①協働による緑の保全と活用
- ②協働による緑のまちづくりのための普及啓発等

施 策

基本方針1より

- | | |
|--------------------------|--|
| 1. 自然再生の推進 | 10. 農用区域による農地の保全 |
| 2. 生態系保全のための現況把握 | 11. 新たな方策による農地の活用 |
| 3. 生態系保全のための地域制緑地の指定 | 12. 地域の文化や歴史景観を形成する樹林地等の保全 |
| 4. 外来生物対策の推進 | 13. 地域の文化や歴史景観を形成する樹林地等の保存樹林や保存樹木等への指定 |
| 5. 荒川沿いの河川敷の保全 | 14. 社寺や史跡と一体となった樹林地等の保全と活用 |
| 6. 保水機能を持つ農地等の保全 | |
| 7. 市民緑地の保全と活用 | |
| 8. 樹林地等の地域制緑地への指定 | |
| 9. 地域制緑地への指定による土地所有者への支援 | |

基本方針2より

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| 15. 河川や水辺の緑の保全 | 23. 「緑の軸線」と「緑の格子」による「緑の回廊」の形成 |
| 16. 荒川近郊緑地保全区域の保全 | 24. 「緑の格子」と「緑の拠点」による「緑の回廊」の形成 |
| 17. 協定等に基づく河川の保全と活用 | 25. 防災機能を有する公園の整備 |
| 18. 都市計画道路における街路樹等の整備 | 26. 市街化区域内における都市計画道路の緑化 |
| 19. 都市公園の適正な保全と管理 | 27. 広域幹線道路等の騒音等を抑制する緑化 |
| 20. 総合公園の整備 | |
| 21. 近隣公園の整備 | |
| 22. 公共施設の緑化 | |

基本方針3より

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 28. 「桶川の顔」となる桶川駅周辺の緑による演出 | 34. 市民緑地認定制度による緑化の推進 |
| 29. 街区公園の整備 | 35. 市街化区域内における生産緑地地区の保全と活用 |
| 30. 児童遊園地等の適正な保全と管理 | 36. レクリエーション需要に対応する公園等の整備 |
| 31. 緑地協定や地区計画等の活用による緑化の推進 | 37. 多様な公園等の整備 |
| 32. 住宅地における生垣や庭木による緑化の推進 | 38. ユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備 |
| 33. 工場立地法に基づく大規模工場の緑化の推進 | 39. 学校施設の適切な維持管理 |

基本方針4より

- | | |
|--------------------|------------------------------|
| 40. 協働による緑の管理 | 44. 緑のまちづくりに関する情報発信 |
| 41. 協働によるルールづくりの検討 | 45. ボランティア団体の活動支援及び担い手の確保と育成 |
| 42. 協働による緑の活用 | 46. みどりの基金の活用 |
| 43. 関係機関等との協力 | |

2 緑のまちづくりの施策

基本方針1 かけがえのない緑を 守り・活かす

① 多くの動植物の生息域となっている緑の保全と活用

施策番号	施策内容
1	【自然再生の推進】 地域の良好な自然環境を保全するため、荒川沿いの緑は、関係機関との連携により、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の事業など、自然再生推進法に基づく取組等（エコロジカルネットワークの形成等）を市民等と一体となり推進します。
2	【生態系保全のための現況把握】 生態系の保全や新たな地域制緑地の指定などに活用を図るため、市内の緑を把握するための調査を実施します。
3	【生態系保全のための地域制緑地の指定】 荒川近郊緑地保全区域北側の荒川沿いや江川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などの良好な生態系を有する自然環境であるため、関係機関との連携による保全に向けて、地域制緑地の指定を検討します。
4	【外来生物対策の推進】 地域固有の植物や野生生物を保全するため、特定外来生物に指定されているオオキンケイギクの駆除やクビアカツヤカミキリやアライグマの防除など、関係機関との連携により、外来生物対策を推進します。



太郎右衛門橋からみる荒川旧流路



江川下流の河畔林

② 保水機能を持つ緑の保全

施策番号	施策内容
5	【荒川沿いの河川敷の保全】 河川区域に指定されている荒川河川区域は、高水敷等による保水機能を有しており、関係機関との連携により、緑の保全を図ります。
6	【保水機能を持つ農地等の保全】 河川沿いの水田は、保水機能を有しており、農地として保全を図ります。また、江川沿いの緑については、湿地等現況保全協定などにより、継続的に保全を図ります。



荒川沿いの農地



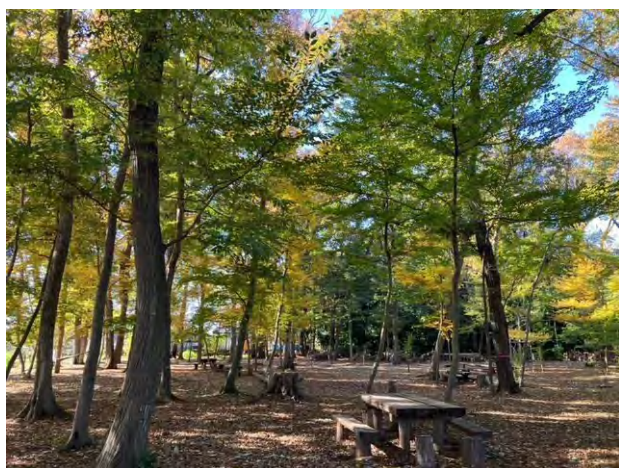
江川沿いの水田



サクラソウビオトープ

③ 地域の資源となる緑の保全と活用

施策番号	施策内容
7	【市民緑地の保全と活用】 市民緑地は、「緑の拠点」に位置づけ、土地所有者やボランティア団体の協力のもと、引き続き、適正な保全を図るとともに、イベント等に活用を図ります。
8	【樹林地等の地域制緑地への指定】 良好な自然環境を保全するため、屋敷林、雑木林、斜面林などの樹林地について、新たな地域制緑地の指定に努めます。
9	【地域制緑地への指定による土地所有者への支援】 市民緑地や保存樹林などの地域制緑地に指定することによる固定資産税等の減免や奨励金の交付など、土地所有者を支援することにより、緑の保全を図ります。
10	【農用地区域による農地の保全】 河川沿いの広々とした水田や広範囲に広がる畑地など、美しい田園景観等を形成する農地について、農用地区域の継続により、緑の保全を図ります。
11	【新たな方策による農地の活用】 観光果樹園や市民農園など、農地を有効活用できる手法について検討します。



川田谷こどもの森市民緑地



果樹園

④ 地域の文化や歴史景観を形成する緑の保全と活用

施策番号	施策内容
12	【地域の文化や歴史景観を形成する樹林地等の保全】 泉福寺やべに花ふるさと館の後背地にある樹林地は、地域の文化や歴史景観を形成する貴重な緑です。これらを「緑の拠点」に位置づけ、保存樹林として保全を図ります。
13	【地域の文化や歴史景観を形成する樹林地等の保存樹林や保存樹木等への指定】 地域の文化や歴史景観を形成する樹林地や樹木等について、保存樹林、保存樹木、天然記念物などへの指定に努めます。
14	【社寺や史跡と一体となった樹林地等の保全と活用】 市内各所にある社寺や史跡と一体となった樹林地等は、地域本来の植生を残す場所です。これらを将来へ継承するため、地域住民やボランティア団体とともに保全を図ります。また、原山古墳群の周囲の樹林地は、史跡と一体的に保全と活用を図ります。



原山古墳群



維持管理作業（原山古墳群）



泉福寺山門

基本方針2 水と緑を つなぐ

① 河川の緑による「緑の軸線」づくり

施策番号	施策内容
15	【河川や水辺の緑の保全】 荒川、江川、元荒川などの河川やその周辺の水辺の緑は、「緑の軸線」に位置づけ、関係機関との連携により、保全を図ります。
16	【荒川近郊緑地保全区域の保全】 荒川近郊緑地保全区域は、首都及びその周辺の地域における住民の健全な生活環境を確保するため、首都圏近郊緑地保全法に基づき指定された区域であり、引き続き、関係機関との連携により、保全を図ります。
17	【協定等に基づく河川の保全と活用】 江川や赤堀川などで行われている緑の保全活動について、協定等に基づき支援し、河川の保全と活用を図ります。

② 道路の緑による「緑の格子」づくり

施策番号	施策内容
18	【都市計画道路における街路樹等の整備】 幅員 16m以上の都市計画道路は、「緑の格子」に位置づけ、国や県などの関係機関との連携により、道路機能の維持や安全性を考慮した上で、植樹帯などによる道路緑化に努めます。また、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」等に基づき沿道の緑化に努めます。



荒川近郊緑地保全区域



篠津さくらまつり

③ 公共施設の緑による「緑の拠点」づくり

施策番号	施策内容
19	【都市公園の適正な保全と管理】 都市公園は、市民の憩いの場であるとともに、防災やレクリエーション機能などを有しています。引き続き、指定管理者制度を活用するとともに、「桶川市公園施設長寿命化計画」等に基づき、適正な保全と管理に努めます。また、都市公園の整備や改修にあたっては、必要に応じて Park-PFI などの多様な手法を検討し、公園の質の向上や利用者の利便性の向上に努めます。
20	【総合公園の整備】 城山公園は、緑豊かな自然が残る総合公園であり、大池などの水辺施設のほか、多目的広場やバーベキュー広場などのレクリエーション機能を備えた市民の憩いの場です。城山公園の更なる質の向上のため、未整備区域である三ツ木城跡の整備に向けて調整を進めます。
21	【近隣公園の整備】 近隣公園は、各地域の拠点となる公園です。既設の子ども公園わんぱく村、駅西口公園、坂田谷津谷遺跡公園に加え、下日出谷中央公園、上日出谷しらはた山公園の整備に努め、「緑の拠点」に位置づけ、緑化を推進します。
22	【公共施設の緑化】 多くの人が集まる公共施設や学校の緑化に努め、「緑の拠点」に位置づけ、緑化を推進します。



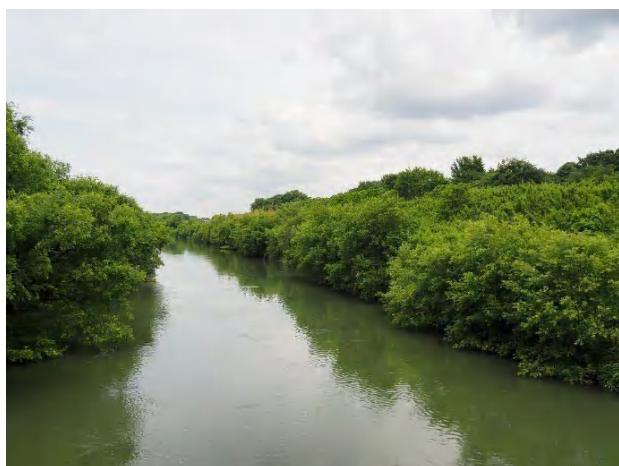
城山公園バーベキュー広場



子ども公園わんぱく村

④ 公共空間の緑による「水と緑のネットワーク」の形成

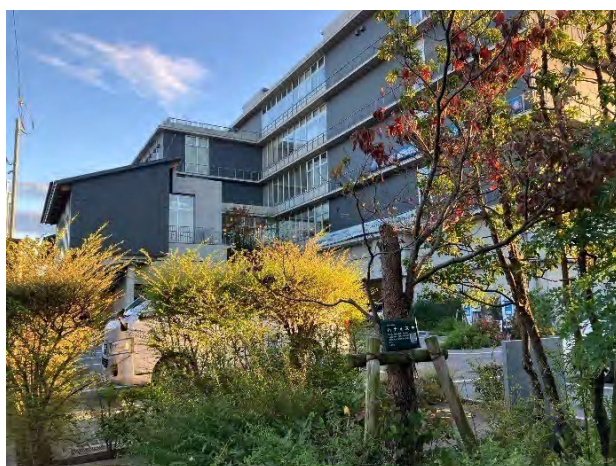
施策番号	施策内容
23	【「緑の軸線」と「緑の格子」による「緑の回廊」の形成】 河川を中心とした多様な動植物の生息域となっている「緑の軸線」から、緑を市街地へつなぐ線状の生息空間のネットワークとして道路緑化等に努め、「緑の軸線」と「緑の格子」による「緑の回廊」の形成を図ります。
24	【「緑の格子」と「緑の拠点」による「緑の回廊」の形成】 緑を市街地へつなぐ「緑の格子」にふくらみを持たせる生息空間のネットワークとして、公園や緑地等、公共施設の緑化を推進し、「緑の格子」と「緑の拠点」による「緑の回廊」の形成を図ります。



樋詰橋からみる荒川



街路樹（駅西口通り線）



公共施設の緑（市庁舎）

⑤ 安全を守る公共空間の緑の整備

施策番号	施策内容
25	【防災機能を有する公園の整備】 都市公園は、災害時には延焼防止、避難場所、救護活動の拠点として、防災上重要な役割を有しているため、植栽等の必要な整備に努めるとともに、未整備となっている街区公園等の整備に努めます。
26	【市街化区域内における都市計画道路の緑化】 市街化区域内における幅員 16m以上の都市計画道路は、国や県などの関係機関との連携により、道路機能の維持や安全性を考慮した上で、災害時における延焼防止や避難経路などとしての緑化に努めます。
27	【広域幹線道路等の騒音等を抑制する緑化】 上尾道路や首都圏中央連絡自動車道、今後整備される第二産業道路等の広域幹線道路など、幅員 16m以上の都市計画道路は、国や県などの関係機関との連携により、道路機能の維持や安全性を考慮した上で、騒音等を抑制する植樹帯などの整備に努めます。



城山公園大池



街路樹（首都圏中央連絡自動車道）

基本方針3 身近な緑を 育み・ふれあう

① 緑豊かな市街地の創造

施策番号	施策内容
28	【「桶川の顔」となる桶川駅周辺の緑による演出】 桶川駅周辺は、ボランティア団体により整備された四季折々の美しい花壇等による緑の演出を行い、市民に身近な「桶川の顔」として、花と緑にふれあう機会の創出に努めます。また、南小学校跡地などの駅周辺の整備にあわせ、緑地空間の確保に努めます。
29	【街区公園の整備】 市街地における身近な緑を創出する街区公園は、既設の18施設に加え、3施設の整備に努めます。
30	【児童遊園地等の適正な保全と管理】 街区公園等の整備が難しい既成市街地において、児童遊園地等は、市民の憩いや身近なレクリエーションを支える施設となっています。引き続き、市民等との連携により、適正な保全と管理に努めます。
31	【緑地協定や地区計画等の活用による緑化の推進】 都市緑地法による緑地協定や都市計画法による地区計画などの、住民が主体となって地域の緑化を進めることができる仕組みを活用し、住宅地等の緑化を推進します。
32	【住宅地における生垣や庭木による緑化の推進】 住宅地の緑化のため、生垣や庭木などの植栽を推進します。また、潤いのある都市空間を形成するため、建築物の屋上緑化や壁面緑化の普及に努めます。
33	【工場立地法に基づく大規模工場の緑化の推進】 大規模工場は、工場立地法に基づき緑化を推進し、環境の保全を図ります。
34	【市民緑地認定制度による緑化の推進】 緑化重点地区内の民有地を利活用するため、地域住民の利用に供する緑地を設置・管理する者が認定を受け、一定期間を市民緑地として公開する市民緑地認定制度について検討します。
35	【市街化区域内における生産緑地地区の保全と活用】 生産緑地は、都市における貴重な緑地として保全するとともに、貸し農園など市民等の身近な緑地としての空間の確保に努めます。

② ふれあいを生み出す多様な緑の整備

施策番号	施策内容
36	【レクリエーション需要に対応する公園等の整備】 既存の施設との連携を考慮し、レクリエーション需要に対応する緑として、新たな公園や緑地等の整備に努めます。
37	【多様な公園等の整備】 住民要望や将来の需要を考慮し、緑の持つ機能や地域の文化や歴史景観を形成する機能を持った施設など、多様な公園や緑地等の整備に努めます。
38	【ユニバーサルデザインに配慮した公園等の整備】 すべての人々が緑を楽しむことができるよう、公園や緑地等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮し、都市公園については「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき整備します。
39	【学校施設の適切な維持管理】 学校施設は、既存の樹木や低木による植え込みを有効活用するとともに、樹木の計画的な更新や適切な維持管理を行い、地域のレクリエーション空間や教育空間として、緑の質の向上に努めます。



坂田谷津谷遺跡公園（谷津谷の泉）



公共施設の緑（桶川西小学校）

基本方針4 市民等、事業者、行政の **協働による緑のまちづくり**

① 協働による緑の保全と活用

施策番号	施策内容
40	【協働による緑の管理】 地域住民等による公園の管理、ボランティア団体による緑地の管理、事業者等による河川の清掃活動などを協働により実施します。既に管理等を行っている地域住民やボランティア団体などについて、行政はこれらを支援するとともに、情報発信に努めます。
41	【協働によるルールづくりの検討】 公園や緑地等の整備や既存の施設の利用に際し、市民等との協働により、ルールづくりを検討します。
42	【協働による緑の活用】 自然体験イベントや緑化講習会などについて、実効性を高めるため、市民等、事業者、行政が協働により実施し、連携の強化に努めます。
43	【関係機関等との協力】 広域的な河川や道路などについては、緑の機能に配慮するよう、関係機関との連携により緑の保全を図ります。特に荒川、江川については、国や県などの関係機関、関係する自治体や団体などと協力し、生態系の保全等に努めます。



桶川みどりの会による「森のつどい」



維持管理作業（荒川）

② 協働による緑のまちづくりのための普及啓発等

施策番号	施策内容
44	【緑のまちづくりに関する情報発信】 緑のまちづくりを進めるため、出前講座や緑化講習会などを活用し、その重要性について情報発信に努めます。
45	【ボランティア団体の活動支援及び担い手の確保と育成】 緑のまちづくりに重要な役割を果たすボランティア団体について、活動を支援し活躍の場を創出するとともに、新たな担い手の確保と育成に努めます。
46	【みどりの基金の活用】 緑化を推進し、快適なまちをつくる経費の財源に充てるための基金である「桶川市みどりの基金」について、計画的な活用を検討します。



桶川花と緑をいっぱいにする会による花壇の整備



自然体験イベント（川田谷こどもの森市民緑地）



おけがわ春のふれあいフェスタ（駅西口公園）

第5章 緑化重点地区

第5章 緑化重点地区

1 緑化重点地区とは

(1) 緑化重点地区の概要

緑化重点地区は、都市緑地法第4条第2項第10号に基づき定められる地区で「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」とされています。

本計画では、「緑のまちづくりの将来像」や「緑のまちづくりの基本方針」などの実現を目指し、緑化を重点的に推進していく地区として、緑化重点地区を設定します。

(2) 緑化重点地区の設定

緑化重点地区の設定にあたっては、緑のまちづくりの核となる地区として、都市のシンボルとなる地区、市街地における緑化の必要性が高い地区、風致の維持が特に重要な地区、エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区、官民連携による先導的な取組が期待できる地区であることなどを考慮し、荒川周辺地区、江川周辺地区、桶川駅周辺地区、小針領家周辺地区の4地区を設定します。

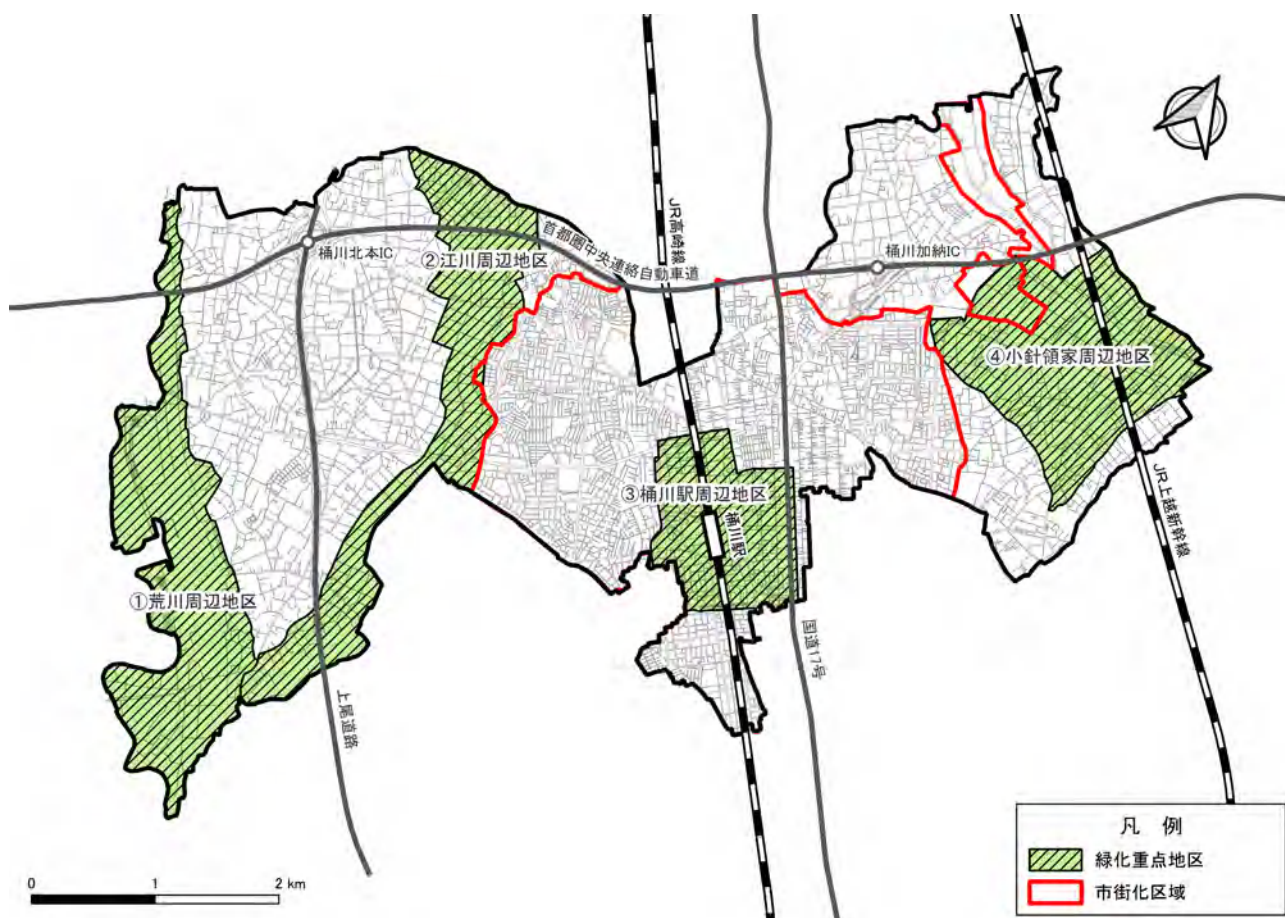


図 5-1 緑化重点地区位置図

2 緑化重点地区の地区別方針

(1) 荒川周辺地区

① 本地区の緑の特色

荒川周辺地区は、市域西側に位置し、「緑の軸線」の一部を構成しています。

本地区は、荒川河川区域や荒川近郊緑地保全区域に指定され、緑豊かな自然環境により、多様な動植物が生息する多くの緑が残されています。

荒川太郎右衛門自然再生地は、荒川旧流路とその周辺に良好な湿地環境が残る場所です。ここでは、自然再生推進法に基づく全国で最初の協議会である荒川太郎右衛門地区自然再生協議会による自然環境を取り戻すための取組を実施しています。

また、広域連携モデルとしてのエコロジカルネットワークの形成による魅力的な地域づくりの実現に向け、荒川流域エコネット地域づくり推進協議会による行動計画が推進されています。

これらの自然再生の取組が、市民等、事業者、行政、専門家など様々な方々の参加により、積極的に行われています。



荒川旧流路（中池）



外来種の駆除

② 本地区において重点的に講じる主な施策

- 荒川やその周辺の水辺の緑を「緑の軸線」として、関係機関との連携により、保全を図ります。また、自然に親しむことができ、平常時には散策できるような貴重な水辺空間としての活用を検討します。
- 地域の良好な自然環境を保全するため、荒川沿いの緑は、関係機関との連携により、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会の事業など、自然再生推進法に基づく取組等（エコロジカルネットワークの形成等）を市民等と一体となり推進します。
- 荒川近郊緑地保全区域北側の荒川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などの良好な生態系を有する自然環境であるため、関係機関との連携による保全に向けて、地域制緑地の指定を検討します。
- 河川区域に指定されている荒川河川区域は、高水敷等による保水機能を有しており、関係機関との連携により、緑の保全を図ります。

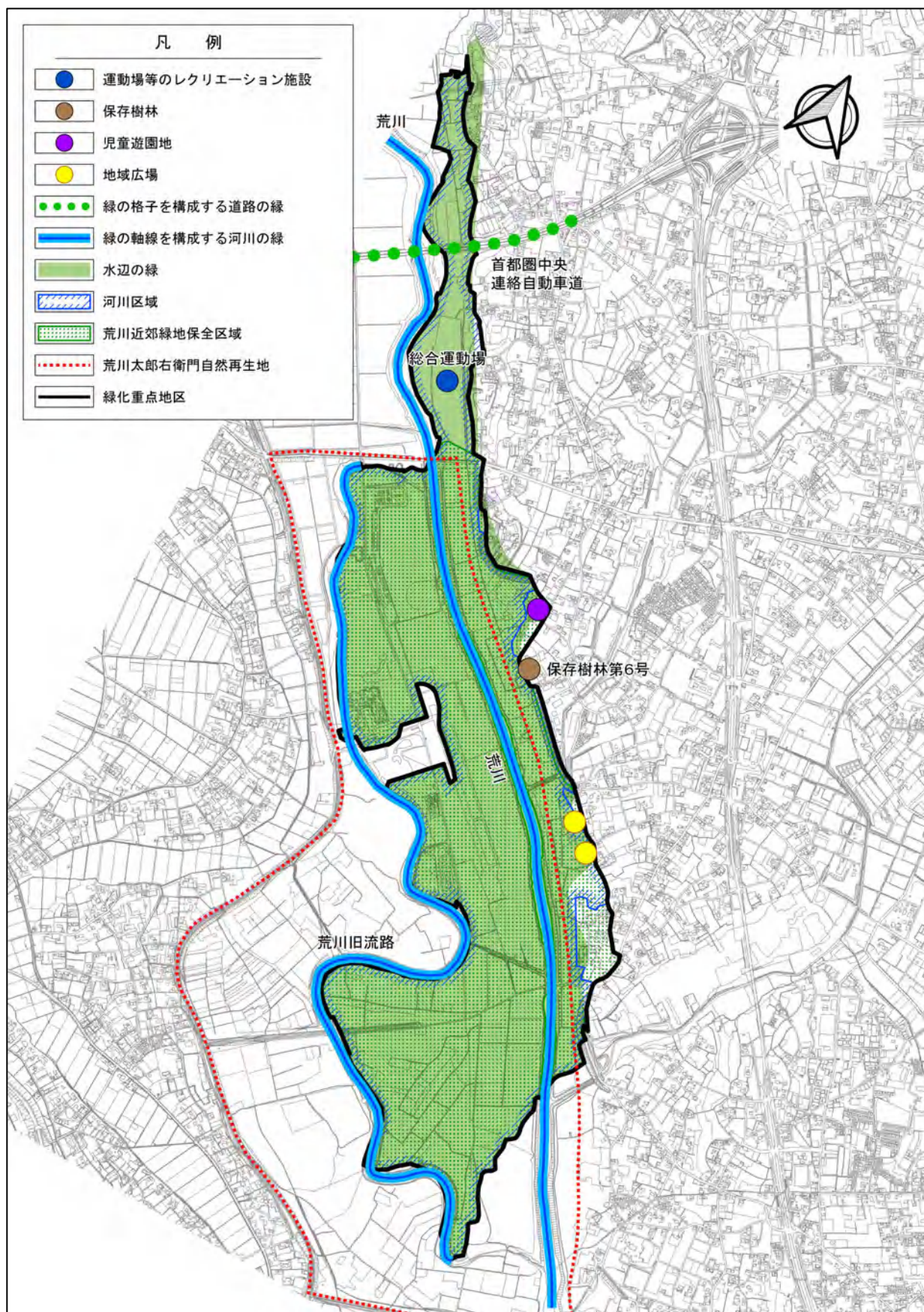


図 5-2 荒川周辺地区概要図

（２）江川周辺地区

① 本地区の緑の特色

江川周辺地区は、市域西側の郊外に位置し、「緑の軸線」の一部を構成しています。

江川上流や中流では、農地や低地が広がり、美しい田園景観等が形成されています。

また、河川沿いの斜面林や雑木林など、地域の資源となる緑が残されており、市民緑地や保存樹林として保全が図られている場所もあります。

江川下流では、サクラソウ、サワトラノオ、チョウジソウなどの希少な湿地性生物等が残る場所があります。ここでは、NPO 法人による地域の自然環境保全活動が継続的に行われているほか、上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組が行われており、生物多様性を守り、生態系を保全する貴重な緑となっています。



江川（中流）



サクラソウピオトープ

② 本地区において重点的に講じる主な施策

- 江川やその周辺の水辺の緑を「緑の軸線」として、関係機関との連携により、保全を図ります。また、自然に親しむことができ、平常時には散策できるような貴重な水辺空間としての活用を検討します。
- 江川改修事業や上尾道路（江川地区）の事業による影響を踏まえた環境保全の取組の進捗を踏まえ、関係機関との連携により、自然環境を保全するための方策について検討します。
- 江川沿いの緑は、河川と一体となった樹林地や湿地などの良好な生態系を有する自然環境であるため、関係機関との連携による保全に向けて、地域制緑地の指定を検討します。
- 江川沿いの広々とした水田や広範囲に広がる畑地など、美しい田園景観等を形成する農地について、農用地区域の継続により、緑の保全を図ります。
- 保水機能を持つ江川沿いの緑については、湿地等現況保全協定などにより、継続的に保全を図ります。

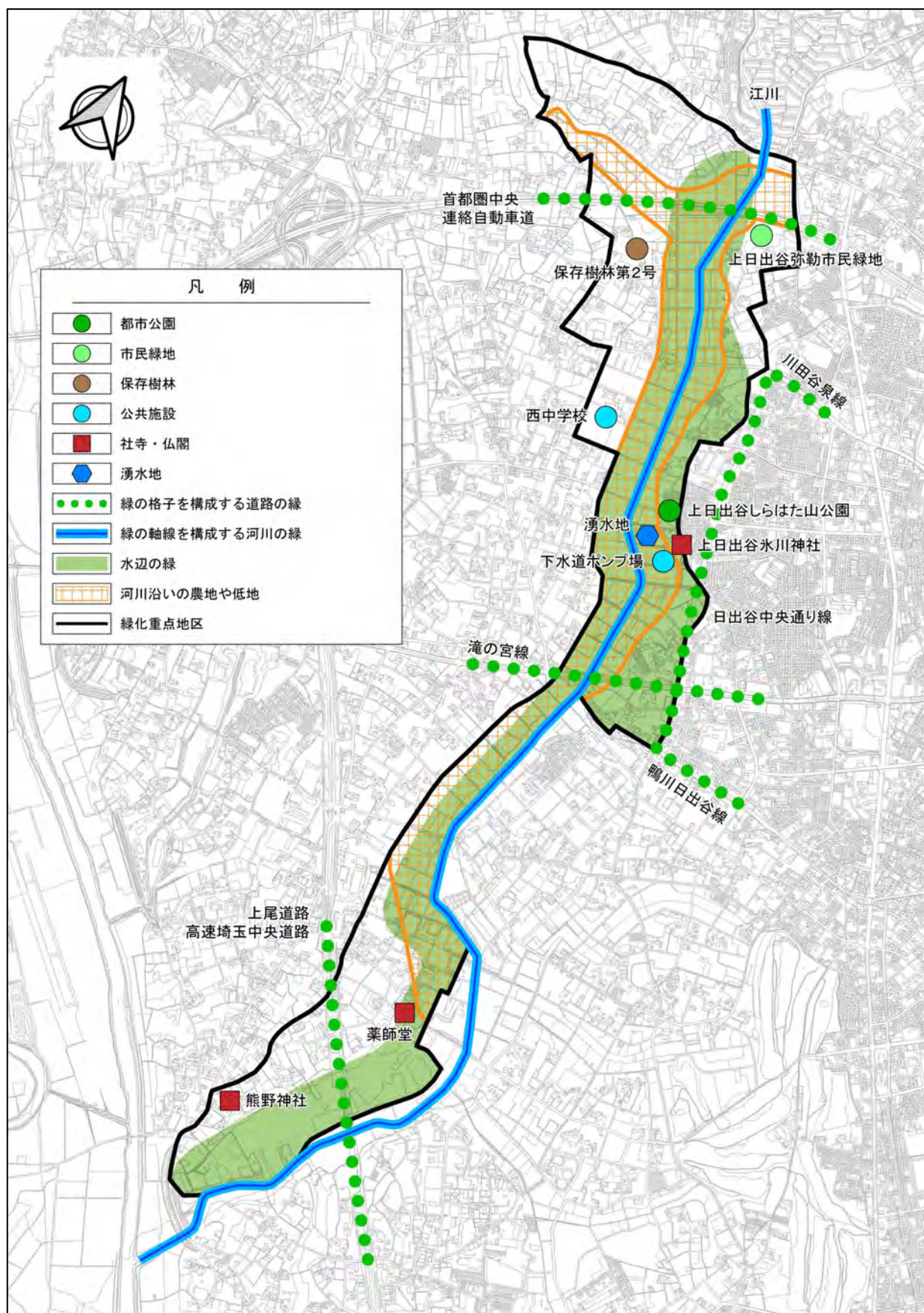


図 5-3 江川周辺地区概要図

(3) 桶川駅周辺地区

① 本地区の緑の特色

桶川駅周辺地区は、市域の中心に位置し、「桶川の顔」となる地区です。

駅西口周辺は、駅西口公園があり、中心市街地における貴重な緑としてイベント等において活用されています。また、駅西口の花壇などはボランティア団体等による管理が行われています。

駅周辺の既成市街地では、社寺と一体となった緑が残されています。



駅西口公園



稻荷神社

② 本地区において重点的に講じる主な施策

- ボランティア団体により整備された四季折々の美しい花壇等による緑の演出を行い、市民に身近な「桶川の顔」として、花と緑にふれあう機会の創出に努めます。また、南小学校跡地などの駅周辺の整備にあわせ、緑地空間の確保に努めます。
- 公共施設は、市街地における緑の先導役となるよう、緑化に努めます。
- 駅西口公園は、「緑の拠点」として緑化を推進します。
- 既成市街地における住宅地の緑化を推進するため、生垣や庭木などの植栽を推進します。また、潤いのある都市空間を形成するため、建築物の屋上緑化や壁面緑化の普及に努めます。

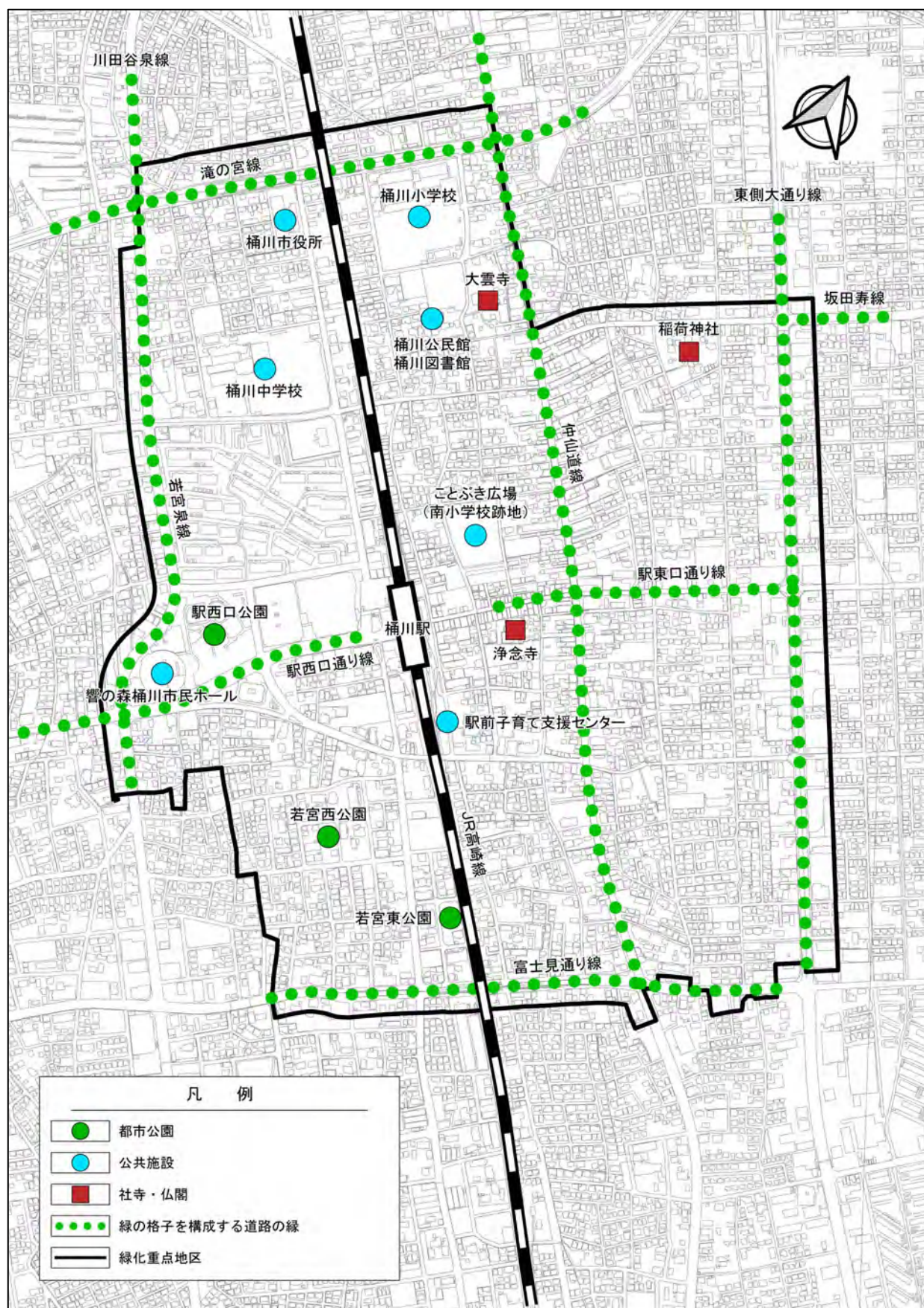


図 5-4 桶川駅周辺地区概要図

（４）小針領家周辺地区

① 本地区の緑の特色

小針領家周辺地区は、市域東側に位置し、「緑の軸線」の一部を構成しています。

元荒川、赤堀川、綾瀬川が流れ、多くの動植物の生息域となっており、県内を南流し、東京都内で中川と合流する綾瀬川の起点（源流）は本地区にあります。

また、備前堤や社寺などの歴史的資源が数多くあり、保存樹林に指定している雑木林もあります。

都市公園では、子ども公園わんぱく村、舎人公園があり、運動場等のレクリエーション施設では、舎人スポーツ・パークや新小針領家グラウンドなどもあります。



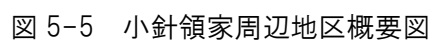
綾瀬川の起点



小針領家御ノ木市民緑地

② 本地区において重点的に講じる主な施策

- 元荒川、赤堀川やその周辺の水辺の緑を「緑の軸線」として、関係機関との連携により、保全を図ります。また、自然に親しむことができ、平常時には散策できるような貴重な水辺空間としての活用を検討します。
- 公共施設は、周囲の自然や景観と調和するよう、緑化に努めます。
- 子ども公園わんぱく村は、「緑の拠点」として緑化を推進します。
- 良好な自然環境を保全するため、市民緑地や保存樹林など、新たな地域制緑地の指定に努めます。
- 地区内を南北に縦断する都市計画道路の整備にあたっては、周囲の自然や景観に配慮し、関係機関との連携により、道路機能の維持や安全性を考慮した上で、植樹帯などによる道路緑化等に努めます。
- 元荒川、赤堀川沿いの広々とした水田や広範囲に広がる畑地など、美しい田園景観等を形成する農地について、農用地区域の継続により、緑の保全を図ります。



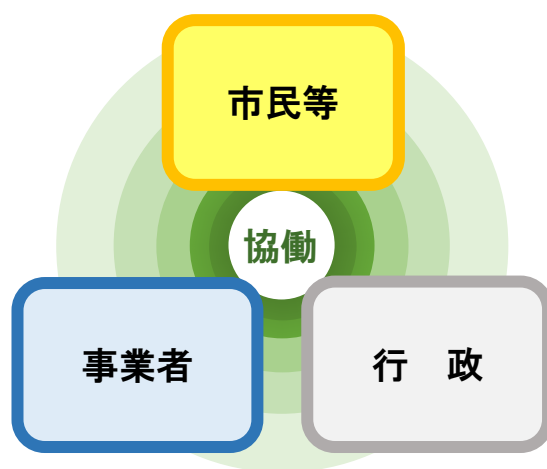
第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を推進するため、桶川市第六次総合計画の基本理念の一つである「みんなでつくる活気あるまち」に基づき、行政による取組とともに、市民等や事業者といった多様な主体が協働し、緑のまちづくりのための取組を進めることが必要です。

市民等、事業者、行政がお互いの役割を意識し、それぞれの主体がともに考え、ともに活動することにより、計画を推進します。



2 計画の進行管理

本計画を効果的に推進するため、桶川市第六次総合計画を踏まえ、関連する諸計画との連携等を図り一体的に運用していくことが必要です。

本計画に掲げる施策を推進するにあたり、計画 (Plan)、実行 (Do)、点検・評価 (Check)、改善・見直し (Action) といった PDCA サイクルにより、施策の見直しを行います。また、点検・評価にあたっては、緑のまちづくりの方針等に基づく 3 つの目標値の達成状況や施策の進捗状況を把握して、有効性・効率性を評価し、効果的な運営を図っていきます。



資料編

用語解説

あ行

雨水の浸透貯留機能（5 ページ）

雨水を一時的に貯めることや地下に浸透させることにより、下水道・河川への雨水流出量を抑制すること。河川への負担軽減や浸水被害の緩和、雨水の有効利用等が期待される。

インフラのストック効果（8 ページ）

整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果がある。

エコロジカルネットワーク（58、72、73 ページ）

野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地、水辺、河川、海、湿地、湿原、干潟、藻場、サンゴ礁等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われる言葉。

桶川市みどりの基金（69 ページ）

緑化を推進し、快適なまちをつくる経費の財源に充てるため、平成 6 年 3 月に条例により設置した基金。

温室効果ガス（10 ページ）

太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類が温室効果ガスとして定義されている。通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素

に換算してその総排出量を表す。

か行

外来生物（34、37、43、57、58 ページ）

外来生物法では、「海外から我が国に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。一般的には、「外来種」とほぼ同義で用いられていることが多い。

カーボンニュートラル（10 ページ）

人間活動を発生源とする温室効果ガス排出量と吸収源等による除去量が均衡する（実質的な排出量がゼロとなる）こと。

気候変動（6、7、8 ページ）

全球の大気の組成を変化させる人間活動に直接または間接に起因する気候変化のことで、それと同程度の長さの期間にわたって観測される自然な気候変動に加えて生じるものをいう。気候変化とも訳される。近年では、地球温暖化と同義語として用いられることが多い。

協働（37、38、41、43、46、51、52、56、57、68、69、82 ページ）

市民、団体、事業者及び市などが、お互いの立場や特性を活かしながら、共通の目的のために協力して取り組む行為及び活動のこと。

近郊緑地保全区域（4、25、31、39、57、58、62、73 ページ）

首都圏近郊緑地保全法に基づき、無秩序な市街化の防止、公害や災害の防止などを目的として指定された区域。

グリーンインフラ（9 ページ）

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

さ行**里山（29、46、48 ページ）**

人里近くにある、生活に結びついた山や森林。

市街化区域（19、22、25、57、65、66 ページ）

既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域（19、22、25、28、29 ページ）

市街化を抑制すべき区域。

指定管理者制度（37、52、63 ページ）

公の施設（地方自治法第 244 条）について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上及び管理経費の縮減を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 15 年 9 月に設けられた制度。公の施設の管理者の対象が広く民間事業者にまで拡大された。

市民緑地（4、11、25、29、31、37、39、40、43、53、57、60、66、69、75、79 ページ）

都市緑地法に基づき、地方公共団体などが土地所有者から緑地を借り受けるなどし、一定期間、住民に開放された緑地。地方公共団体等が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地を設置・管理する「市民緑地契約制度」と、民有地を市民緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する「市民緑地認定制度」がある。

【市民緑地契約制度のメリット】

- ・地方公共団体等が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減される。
- ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。

○契約期間が 20 年以上等の要件に該当する場合、相続税が 2 割評価減となる。

○土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となる。

斜面林（3、33、48、60、75 ページ）

斜面にある樹林のこと。都市部では環境・生態系・防災などの観点から保全が図られている場所がある。

樹林地（4、5、15、19、22、28、29、31、40、43、48、53、57、58、60、61、73、75 ページ）

土地の大部分について、樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれる。

生産緑地（4、25、31、41、57、66 ページ）

市街化区域内にある農地等について、その農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害や災害の防止、都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全し、農林漁業と調和のとれたうるおいのある都市環境の形成を図るため定められた地区。

【生産緑地のメリット】

- ・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できる。

○固定資産税及び都市計画税が宅地並み課税から農地課税となる。

○納税猶予を受けることができる。

生態系（5、6、43、46、48、57、58、68、73、75 ページ）

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境を総合した系（システ

ム)。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

生物多様性（5、6、7、9、34、43、46、48、52、53、75 ページ）

地球上の生物及びその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性条約では、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系、その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性（遺伝的多様性）、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義している。

た行

地域制緑地（4、25、31、42、43、53、57、58、60、73、75、79 ページ）

法令により、土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。

地区計画（57、66 ページ）

既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。

長寿命化（52、63 ページ）

施設の老朽化に対して、物理的な不具合を直し施設の耐久性を高めることに加え、施設の機能や性能を現在の施設が求められている水準まで引き上げること。

特定外来生物（58 ページ）

外来生物であって、生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令に定めるもののこと。

な行

ネイチャーポジティブ（48 ページ）

「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。

G7 2030 年自然協約や、昆明・モントリオール生物多様性枠組において、その考え方が掲げられるなど、生物多様性における重要な考えとなっている。

は行

ヒートアイランド現象（5 ページ）

空調による人口排熱やコンクリートの建物による蓄熱などにより、都市の中心部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（39、62 ページ）

埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図るため、「ふるさと埼玉の緑を守る条例」として昭和 54 年 3 月に制定された県の条例。計画的な緑地保全、協働による緑地保全、多様な緑化の推進の 3 つを柱として平成 17 年 3 月に「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」として改正。

平地林（3、33 ページ）

平地部分にある林。薪や山菜、たい肥の原料となる落ち葉の採取などに利用される。

保存樹木（11、29、40、57、61 ページ）

「桶川市みどりの保全及び推進に関する条例」に基づき、良好な自然環境を保全するため、所有者の同意を得て、規則で定める基準に該当するものとして指定された樹木。

【保存樹木のメリット】

- ・保存樹木の所有者が、当該保存樹木の適正な保存に努めるため、市はその保存に要する費用の一部に充てる奨励金を交付している。

保存樹林(4、11、15、25、29、31、40、57、60、61、75、79 ページ)

「桶川市みどりの保全及び推進に関する条例」に基づき、良好な自然環境を保全するため、所有者の同意を得て、規則で定める基準に該当するものとして指定された樹林。

【保存樹林のメリット】

- ・保存樹林の所有者が、当該保存樹林の適正な保存に努めるため、市はその保存に要する費用の一部に充てる奨励金を交付している。

や行**屋敷林(3、29、33、37、43、46、48、60 ページ)**

落ち葉による堆肥生産や屋敷の防風、垣根の代わりとして、屋敷を取り囲むようにして植えられている樹林。

ユニバーサルデザイン(57、67 ページ)

バリアフリーはもともとある障壁を取り除くことに対し、ユニバーサルデザインはバリアフリーをさらに進めて、障害のある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインのこと。

ら行**緑化重点地区(66、72、73 ページ)**

都市緑地法に基づき、緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区として定める地区。

【緑化重点地区のメリット】

- ・市町村による重点的な緑化施策に加え、住民、NPO 法人及び民間企業などにおいて、ボランティア活動の展開など、それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できる。

緑地協定(30、41、57、66 ページ)

都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結し、地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができる制度。

【緑地協定のメリット】

- ・関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上する。

わ行**ワールド・カフェ(37 ページ)**

カフェのようなリラックスできる環境でメンバーの組み合わせを変えながらテーマ(問い)に集中して4～5人という少人数での会話を重ねていくことにより、集合的な気づきが得られる会話の手法。

abc・123**COP(6、7 ページ)**

COPとは、Conference of the Parties(締約国会議)の略で、多くの国際条約で加盟国の最高意思決定機関として設置されている。

NPO法人(特定非営利活動法人)(28、41、75 ページ)

「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

Park-PFI (63 ページ)

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続きのこと。

【Park-PFI のメリット】

- ・ 公共部分の整備に収益を充当させる仕組みが法定化され、選定プロセスが明確化になったことで、民間が参入しやすくなり、効果的・効率的な公園の再整備が促進される。
- ・ 法律に基づく各種特例措置によって、公園という立地環境を活かしつつ、長期的な戦略をもって安定的な施設運営を行うことが可能となる。
- ・ 公園の利便性が向上するとともに、公園の周辺も含めたエリアの魅力向上につながる。

SDGs (6,7 ページ)

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015 年 9 月にニューヨーク国連本部において、193 の加盟国の全会一致で採択された国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。

30by30 目標 (7 ページ)

生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の 2030 年グローバルターゲットの一つであり、2030 年までに陸域の 30%と海域の 30%の保全・保護を目指す目標のこと。2021 年 6 月の G7 サミットにおいて、G7 各国は世界目標の決定に先駆けて 30by30 を進めることに合意した。

第二次桶川市緑のまちづくり基本計画

発行日	令和7年3月
発行	桶川市
企画・編集	桶川市環境経済部環境対策推進課 〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号 電話：048-786-3211（代表） E-mail：kankyo@city.okegawa.lg.jp 市HP：https://www.city.okegawa.lg.jp



桶川市
マスコットキャラクター
「オケちゃん」